© The Tiffen Company, 2000
KODAK Gray Scale
Kodak
LICENSED PRODUCT

ヲ 9
3454

門 ヲ6
流 3451
巻

早稲田大學圖書館
昭27.3.5 受
藏書

永田文庫

序

郭公は又火うまの廊之度之
民所度居也ところ矢倉の
やうなる所ハ四角なる講釋の机ど
其巨燵に兼好乃腰掛とゑまきハ
あてやうにいとめてゑ思ふ
あるハ人くに寄合てゑ
ものべーやうに大中臣能宣朝臣
ろうしろある底の意ハ
しゝて月をうちうけて仕せ

邦と称し移りて幾やそとせ餘
以前の時代あんど道しるも
きこえべきの娯をてはとまらぬ
ときふるし勢まえ浪花の演藝
冊中の名言唱等物軌の一字を
ぐ面りとぐまるぬ月日は歩み
日々にみたるまるより新町
くは唱まるんはつづく古き
名所と称りまるゆよいよく
繁昌の賑ひを弱び向ふ

瀧の音高やまと機上の
擂をとゝぬれ其時の陸まの
淀川のよどみなく清きて出く
浪花江の月をうつし傳し
らぐ愚まるて癒見ることと
実形る心ハ風の前此草乃
あひまやまく時わく心よ憂の
よ月乃雫りかゝたがれよ迫ム
心づひき杖の精と手まるて
人ハれば見ぬ草乃思ハ草

扨もへハ君ぞ種さまざまとちる
藤原の隆房卿のつぼやぬ
殘へる宜哉と世の中を
感じ多古人しあまぶ今を
あふぎてこそ思ばしめかしを
思ひ出ぬ行ちはのうつぶ
ほの國よあり秋
寛政ろうつ巳を
春三月

冷古市人識

元例

一大坂新町惣名寄の事 元禄年中
小西之隼線 まくあ 惣名寄と云る書
より記し其後宝永年中小西古屋と
記し改正し其後ひろ其後ひろ
ひろ年頃小西ひろ新ひろ
撰今新町と云る町名の由来と云
考出し町名の方角用ふ
名所古記年中より其の元禄寄
古例ハ考合洋ハと
一和泉堺の西考孫ハどのハい
都出る系一月子軒と云る出る毒
記し出々し出れば夜い器し仏編
門用出月系の書のぜどれいか文
お連南すくく知るへし

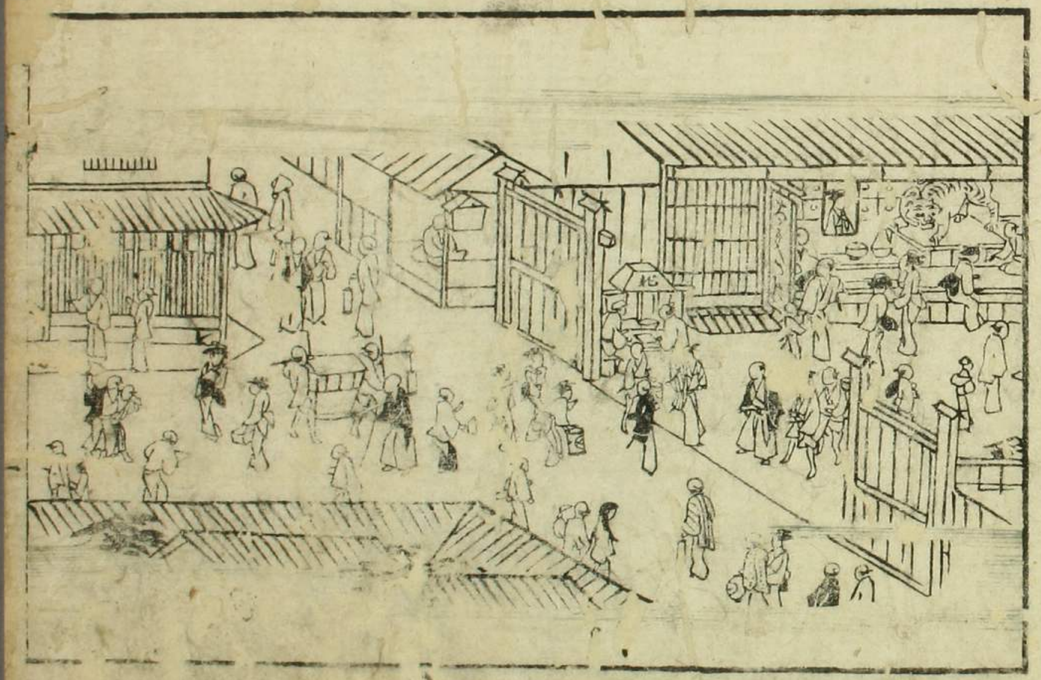

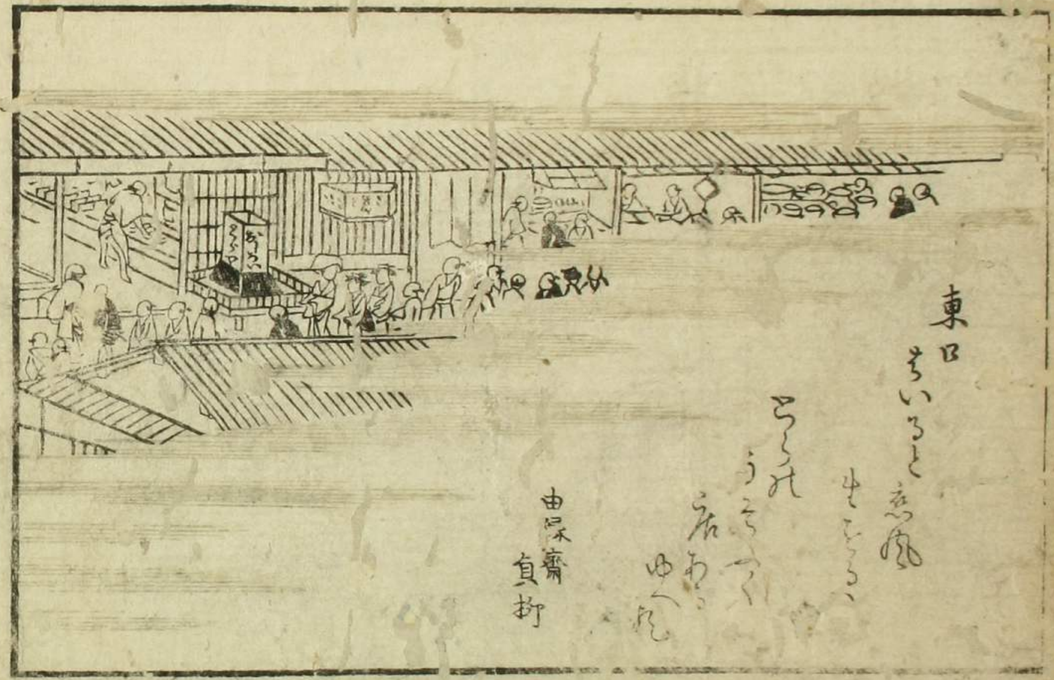
東口
曲屋齋貞郷

一 浪華に花街多しといへども当津
の揚屋に勝るはなし妓楼ときに
中く筆にも出しがたければし
吉原国の傾客にあらしめんがための
奥に百なる一の絵図を顕し侍る

一 昔より当所は名高き廓にて文学し
といへどもみなんびらく流失へ名を残し
たるはたまの品とよべる奥へ
名残りきのせ其因縁をくりし出を
たくはへ夕霧あげまの安くひるり
古跡故実古例其外此所にも
ある事は追ひ考出し増補を
くはへるものなり

大阪新町澪標

細見之圖

品目

一 廓紀原
一 新町開基并町小名因縁
一 新町橋年暦
一 折陌格式
一 東西大門濫觴
一 土地方角考并門々開発
一 花街名所古跡

元 無嘘吉例
越中橋最初
櫻屋敷春興
附 櫻井清冷
松屋敷技折
觀音衆隨縁
道者横町杉子掛由来
高瀬庭佳境
山家敷勝景
螢澤水嬉

一花柳年中行事
一揚屋無雙
一同 座敷画圖
一茶屋負數
一里詞篇
一太夫品 附 一夜妻軒 遊女解
附 越中 総角
夕霧 元 引舟初発
吾妻
一傘印 松山

一長持運送 光 調度通用
一仕着行粧 光 二日着 三日着
一身請門出
一天神位階 光 小天神 庶天神
一鹿子位部類
附 月景汐相當
一幸頭女郎情 光 藝子風俗
一籬節一曲
一局暖簾差別
一和氣称号

一禿由緒
一呼迎女古實
一勸進芝居太鼓不打由縁
一夜見世繁花
一限太鼓作法
増補之分
一君粧俚評
一途中之式
一座敷之客儀
一呼立之大法

一売之利發
一引舟之掛引
一藝子牽頭之客儀
一仲居取持
一遊客之幽趣
一粹之辨
一中古好衣裳
一夕霧の文 衣裳
一家々珍雅名物
一里詞篇

一價諸々
一遊女門出之故實
一紋日定目
一方角大畧図
一揚屋茶屋名寄
一商人名物名寄

己上

大坂新町
細見之圖　澪標

紀原

○廓紀原

当津の柳陌い往昔天正慶長の比より諸所より拉致を抱渡世のよめ女しを寛永年中小今は古地とて遊おりし諸所の格女を一所にあつめ一廓の四小軒をもうけさせ其比木村市次長とい浪人なる小右廓の庄屋年寄を被仰付永くけいせい町と成今寛政十年まで百七十年余少もかわる也

○新町同長年町小名同張

あふいぶく新小町とゝもしより世人

新町とうぶ名ぶ又高ぶそい
中とぶ

新町のあつの
ふるまち汐干潟

香稲庵
竿秋

▲瓢箪町　但南組

通り筋あり其ふもの道頓ぶり小
路ぶ通ぶ其所の一町元和
の比ぶこゝへ移ぶり又吉兵の日
元来伏見浪人ぶ本村又治郎と
いふる浪人ぶ中山人元本村氏
の出乳の人の子ぶ故ぶ豊
臣家御馬市の瓢箪を信ぶて
小指を故小名ぶ元和

寛永の比本村をかゝり本村屋又
次郎と名ぶ廓七町の起ぶ研て
亥度ぶハ武具ぶ諸ぶ小二
代目又次郎ぶ元和年ぶ
後ぶ小諸ぶ元屋年ぶの後
断絶ぶ新町通ぶ
又次郎町とぶ
瓢箪町とぶ
播ぶ通ぶ新町

▲伊渡潟町　但南組

天正年ぶ長の比ぶ上播ぶ
伊渡ぶ子二ぶ
ぶ小寛永の比今の
の内ぶ子二ぶ
伊渡ぶ町とぶ

越後町と云は事に作波越後と並の
玉の家をもつて作波屋町の名を出
町とよぶ也

▲吉原町　但北組
所東町也

地天陸口ふ吉原と云家をもつて
をしなり移を故名付くと云寛永
年中小人の所をもつて又遊女屋
の地を切波屋とも云

▲新京橋町　但北組

▲新浜町　日新

ちかしい所へ新波屋あつしを
長年中小人とも称ふ

▲九軒町　但南組

此所揚屋ばかりを取立る町也
ミな揚屋九軒を取立る町也
かくれぶくよぶ也又揚屋町ともよぶ
根生の揚屋九軒町より今ハ軒あり
又新浜町より二軒作波屋町ハ
軒合十二軒を又ちかいあるもあり
揚屋をくしくい揚屋の数ふ
九ハ町年号ハ
号ハ指別ハ法華ふ人の
所を変るなり

▲作波屋町　但南組

往古高藁指ぶ作波屋
ふ所ハ宇殿の

ニ紀新あるものの地を訛おんさくあ
領し一町一郭ニ成ると云其後たゝ陽うゝ人
作波屋町と云其後漸作波屋と云る名目
小賣波し漸作波屋と云る名目
小名而已小路まち仕山町年ゝ仕
らるし代ゝ號第町年ゝ
支配を作波屋惣しい屋うゝ人
ニ後完吟屋浦市松屋ゝ市と
いつる二人ゝ二つゝ郭ゆづりまゝ又松屋
ゝう完吟屋ゝ一所よゆづり今い丸
一町一屋ゝ二ゝ郭ゝ一郭二つゝ
られし故今二郭役ゝ完吟屋い
世代ゝ代ゝ支ゝう年野屋世郎ゝ陽
といつる人賣浮しゝ二代ゝ代ゝ
ニ後指主ゝ指ゝ代ゝ世西
年ゝ享保九辰年大坂大火ゝ

郭焼しゝ宇又郭の門柴屋ゝ賣
のゝの傳家しゝ若ゝ横後
ハ樋屋家ゝ家ゝ大屋ゝ屋ゝ
郭宇ゝ屋ゝ七町ゝ

○ 播磨式

恕藤廓の門何ゝ代
木村屋又沈市屋ゝ屋ゝ指を以
今ゝ又町ゝ年ゝ

○ 新町橋年譜

西横濱順ゝ町ゝ橋ゝ
往古ハ廓一方ゝ東西の門常敬
ゝよハ仕指ゝ東西の門常敬
の後寛文ゝ二ゝ年ゝ
ゝ廓ゝ旨ゝ

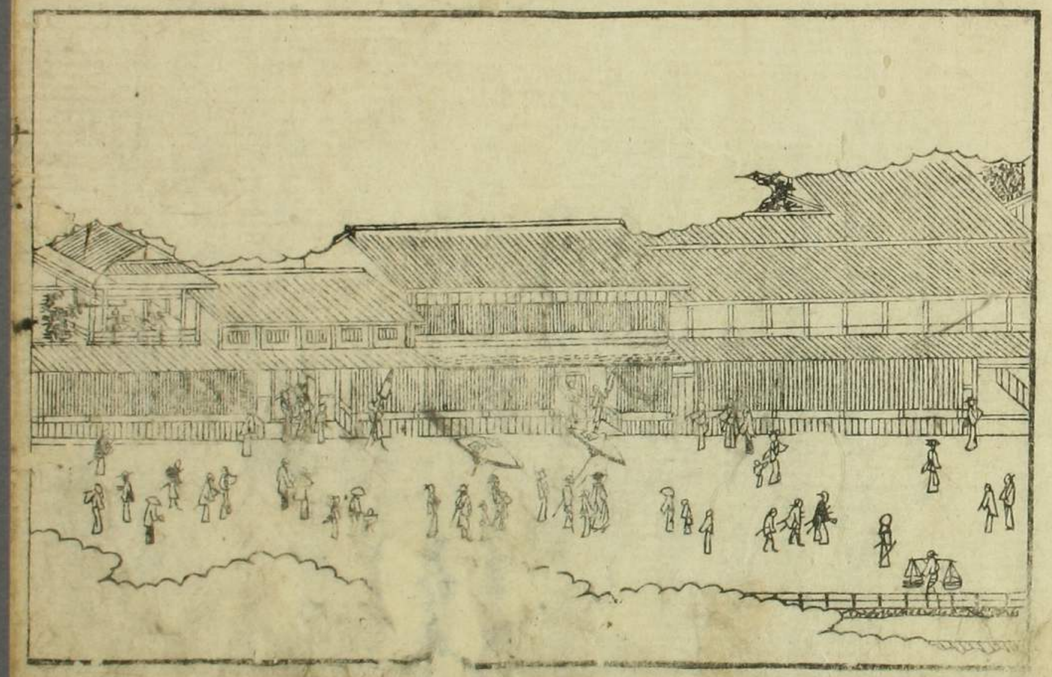

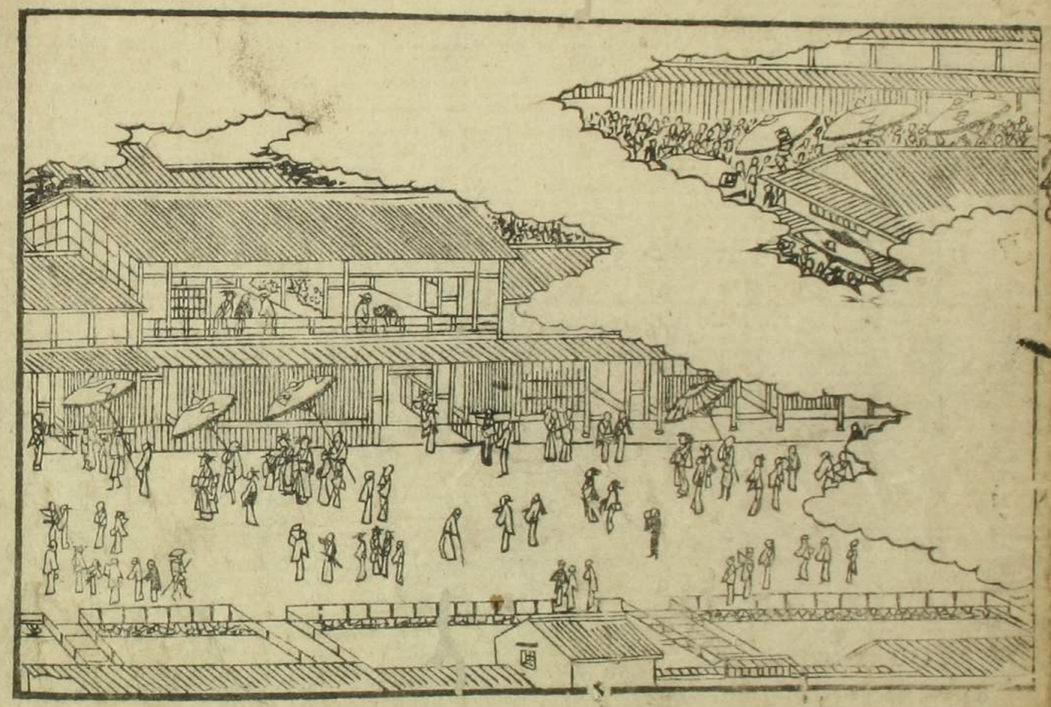

[illegible]れば新町[illegible]
[illegible]則孫[illegible]あれども今寛政十年[illegible]
百九八年[illegible]あり

○東西大門濫觴

東西大門口[illegible]
[illegible]
入[illegible]
[illegible]
[illegible]の番所[illegible]
[illegible]
[illegible]
享保九辰年生火[illegible]
[illegible]

○古地方角考

東ハ西撫堀町つ町 孫[illegible]つ町
[illegible]を西ハ立賣[illegible]
町南ハ長堀小側[illegible]
町富田屋町[illegible]北ハ立賣[illegible]
側町[illegible]つ町中之町[illegible]
の大門口小名[illegible]
方口[illegible]
東の大門口[illegible]
の大門と[illegible]
用公門[illegible]
あけ[illegible]
大坂[illegible]
又宝暦[illegible]
[illegible]

ちりきし是これあるく今ハ門より
西ありて名番西なり

○花街名所古跡

▲茶噺之吉例

往古此新町廓発のはじめ通りに
新屋といふ女郎屋ありけるさしや
の末ま清まで花といへる人世に聞えし
しく或年の暮に雑煮の餅さく
調へける茶紙餅のかくりに身ひ
元朝の祝儀おさめける其ハ年より
次第に繁昌して後にハ大分限
となりぬ其例にまよひ毎年雑煮に
かぶらを入れ祝儀しけるあり世人
茶噺といふ異名をつけ今ハ此家絶
えるなし

▲越中橋最初

寛文年中新町に座屋年寄をつとめ
居たりし木村屋又次郎抱に越中といへる
全盛の女郎毎の揚屋入れ道中の刻
限毎に見物の老若男女群集し
まる天に充満し往来の群集多く
ごとく則又次郎座敷の手前より新
町へわたりかりしを見物をさへいたし
橋かり揚屋入りをし故これを号し
て世人越中橋と名付今に存し

宝治百首　　為経朝臣

あはれ我恋よ心と　けふしの
さくいつしかく　生めてけるらん

▲櫻家敷古真

桜井清全

元禄年中まで通り筋小桜屋敷
松屋敷とくに桜屋しきといひ
並巣と云名しるあるし屋清吉
家根小大木の桜ありてみなしし
九軒町あげ屋井筒屋次良助
是を買得し持傳へたり毎年花香
小桜咲出井筒屋の桜やしきとて花見
大ぜいんぶ出して流継つき正徳元
卯四月八日類焼して今はなし
此庭の桜井戸とて銘く清水る
これ家屋敷の通筋にあり

家集か　源之信敬

咲ちるも花のあるへのいろまきは
うらやましくる世界のきり雲

▲松屋敷枝折

又松屋敷といへるもこれも通り筋
桜やしきのむかひ南側に吉野屋と
いふ女郎屋ありて其裏に大木の松あり
これも見付に成ほどの樹なりしゆへ
南北の名物なりしがこれも正徳元卯年
の出火に類焼して松も枯たるは今は
なし

花の木
松陰のうつ屋宿の池ならぬを
千のみどりも千代はまさるべき

俊枝 野

▲観音裏随縁

万治寛文の比通筋西大門口南側

門陽の屋敷の小業師堂大ハ[illegible]といつる
三宝院流の山伏あり二百四面の堂を
建立す是を布施[illegible]延宝の比俗業師堂
を白髪町くろん坊の地へ移す故
くろん坊も大宝寺のよし不詳
右門口南側の家屋を今不知人
し呼んぐくろん寺裏とも云

▲道者横町 扇子掛茶屋

乃至横町とも云い弧当町東の門より
一丁目の南へ入横町と云是を赤羽
くし横町 和紙の見せ付もん
ぞ多る故也名を又扇子掛と
いつる 此の門へ入る北へゆき新
京橋町のぶし横町を云子掛い
和紙女郎の見せ付のもの多

の多小今小玉つくも板の塀の先
[illegible]の多くき板小似[illegible]
俗よ[illegible]掛と[illegible]多[illegible]

▲真瀬庭住境

吉原町の東小[illegible]
の庭泉多堰山[illegible]
[illegible]山所[illegible]
[illegible]多和の庭[illegible]
[illegible]享保年中[illegible]今[illegible]

▲山家教勝景

吉原町の西の堀より茨木屋孝所
といつる女郎屋の長あり其住
[illegible]庭泉水[illegible]
教勝屋か 入在家[illegible]

[illegible]
[illegible]
今いるし

延文五百首

世のうさをかへくいるとはこゝろん
いろはは山のあしもとの

為氏女

▲蛍沢水嬉

八九十年ゝ[illegible]ようの住吉町表
[illegible]の際へ家しくの[illegible]を掃て
掃[illegible]ゝ[illegible]の[illegible]作[illegible]
[illegible]へ散乱[illegible]
おもいもよらぬ[illegible]の人々訪
其比は安貞[illegible]
蛍おびたゝしく[illegible]

[illegible]
[illegible]作[illegible]
[illegible]夜の一興[illegible]
[illegible]の蛍塚[illegible]
[illegible]小今に一つの名残
[illegible]の碁[illegible]

●花挿年中行事

正月

什里の[illegible]
[illegible]大乃小門[illegible]
[illegible]用[illegible]
[illegible]坂一統[illegible]
[illegible]横町[illegible]免[illegible]町[illegible]
[illegible]草[illegible]故[illegible]

二月　かの年二ノ年廿二日彼岸中
廿里の彼日あく張りきする也

三月　毎年三月桜さうの比
ちう若草まち和歌をとと通翁はく
わくくるをと夢をうの桜をとて也
山吹或い牡丹芍薬百合菖蒲
夜菊の時そまぐ夢見るつぐ張
くく一面奥也

十万堂　来山

花咲くく配をいい
病の邦

四月　八日花桜あざりき也

五月　一日松ず雅び通翁小のぢり
をとて男子もち家こい居宅のうふ
ちう也これも町偏せ面く市用地乃
さ面をげのるぐ花を也く撰町を
ち免傳町いうをしかくいあれす
彼日ちく法言入ぢよる張し

六月　南月中い法ふの中彼ふて
ちうちう山里の群集中ふ所の
祭い仏法天ちまく廿る廿一日ふ也
ぢくろ町ちく球の外の張ひ清
人従撰ちう元服し廟中廿大彼日
ふ年ふちう移ふ彼ぐ山くく
おびくし

七月　七夕ちう也る年張し
畑あそ　撰竹
けいといの大書ぢまや
あまのり

出典
例年十二月彼七月所ちまつ所まぐ

聖堂のまへ和市を東西の門内
通筋の両側ハ小店をこしらへ
出所のものハ勿論他所ハも賞人
来り繁昌をなしとなり俗ハ
こうの毎月ハ月六ま
踊と云ることあり新町大ま踊と
もこうの仕来り踊のこうも絶和の
踊こうとなるべき所ハ流行きくこれも
例年ハこうふ定りなることなり年この
こうあく俗と唱へ或い町く大百
あく町踊の事もあり又ハ年
位後宮の町あく踊場をかま人本戸
を張り宮一人ハ踊ま一人ハ揚屋を
ま料く踊入用をまるるひこう
事もまたけこれい宮ハ流行ハ
こうかぶ百少人中絶こうそのち

通筋中く宮ハ寛保二丑年ハ廓の内ハ
あこう場をかま人女郎屋こう踊ま
世話いく踊場雑用ハ揚屋茶屋
こういぶ見ハいあげ屋茶屋こう
ハでハ見ハ百ど七月十五日こうハ朝
まぐあく比ハ方ハあく舞百日
ハしぶこれも又中絶を
又大ま云こうの事あり八朝まぐ読ま
ぶくしく久ど二日こう秋のあ大れ
を初る事をむやこうあること
揚屋茶屋ふおあく廓中の傾
こうの女郎をあく揚切くあ止め
茶屋踊を俗と事也今ハ
大屋あこうく大ま屋の茶屋おこう
ま山茶やこうある事年みも及び
かぶし

又無事
燈籠を仕あ[illegible]紙細工張細工ふご
さぶ[illegible]紙を仕[illegible]
風雅なるものあるく鎗うちろ
かくふる仕出しものをとり合く
やうく

八月　名月小女郎うの宮へ
なるとて板折おとまりを花美を
尽し或いは所車八幡やうく
などさぶ[illegible]のおとしたきふる[illegible]
ふく[illegible]き稼くの造りおもくため
くのい菓子又い酒さうのあるひい
紫なるよ仕出しくとるあれ家長
あるうやく　[illegible]べくさし

九月　後の月見八月の稲或は
月じ又法所の雲あるく為月中い

大数日迄六月の巾後と月日のるふて
くりくい奥の数日定るまじる迄

推句　方磨

秋の雲男ハるぬ
ものなるい

十月　雲めるの後ひ揚屋い
後ふぎし
くり勿論く

十一月　山月数日をしとそぶる敷
家くの燈挑れ数夏

宝晋齋
其角

燈籠とく二藤と歌い
女房めたしや

十二月　年とめ家くの餅ひき

[illegible]れ[illegible]しく大数ほかく廊
中の大祝宴ゆく雑々しきさま云ふ
来ぐさし甚余の数百い奥ふ百浪
[illegible]

○揚屋無雙

諸国ふくろとといふるものをよし
といふ[illegible]も南津の廊[illegible]くぐ[illegible]法
あり[illegible]は山地入揚屋小勝[illegible]るい
るしされば[illegible]の大[illegible]の人[illegible]云
小京落京の女郎ふにて[illegible]石京の
張をそ[illegible]せ長浜九山の衣裳を
[illegible]せ大坂新町の揚屋[illegible]あそび
[illegible]といひ[illegible]門[illegible]先[illegible]法
[illegible]くさるる[illegible]座席の数ひんも
いそ[illegible]唐土ゆく[illegible]楼[illegible]いるも

かくいある内でとおそそ[illegible]る水楼と
いつもひ所よりけひ[illegible]西よ海を堀へ
東ふ川をたゆびさ[illegible]北ふをそ[illegible]
そびへ山ゆの[illegible]の数京とゆへ書院庭
の[illegible]のそそ[illegible]中へ言訳ふのびど
[illegible]ゆびでそれども若のつぎふ
揚屋産表と百分一の絃[illegible]ゆうそ
そそ余の揚屋い車解ふ数絃[illegible]
そそ余のあけやものこそ[illegible]
いづれも来る茶屋へ去まい句[illegible]
天神と知びゆ[illegible]津の揚屋新数[illegible]
ゆへ依へ[illegible]く年へ新数[illegible]減あり

九 新町井筒屋 法橋弁負押

おゆへやう[illegible]の家[illegible]
みへこそあさの色の極上

玄関
会園
内玄関

新橋町
大秋屋吉郎

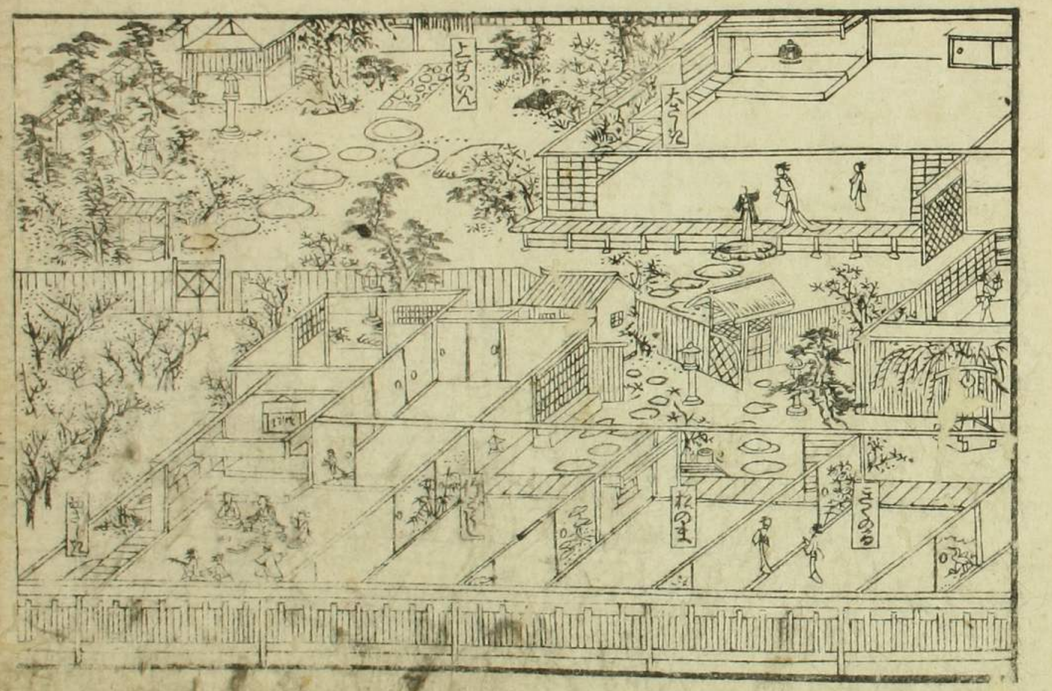
たのま
さくらや

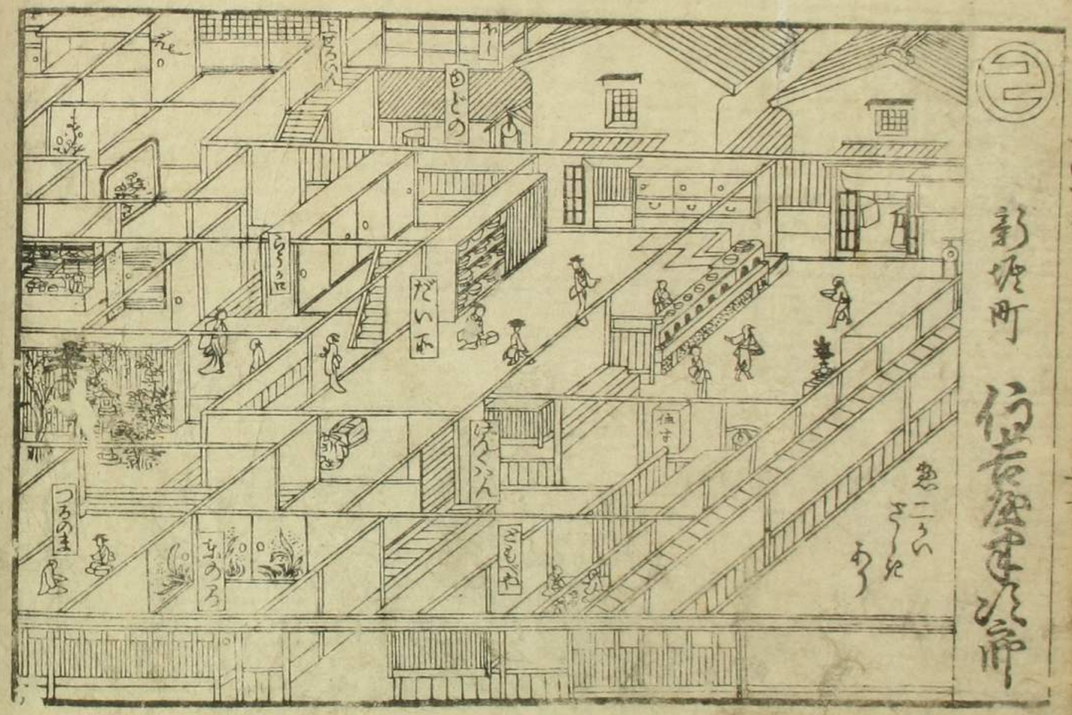
だいこく
つちのま
さくらや
彩波町

九郎町　井筒屋庄兵衛

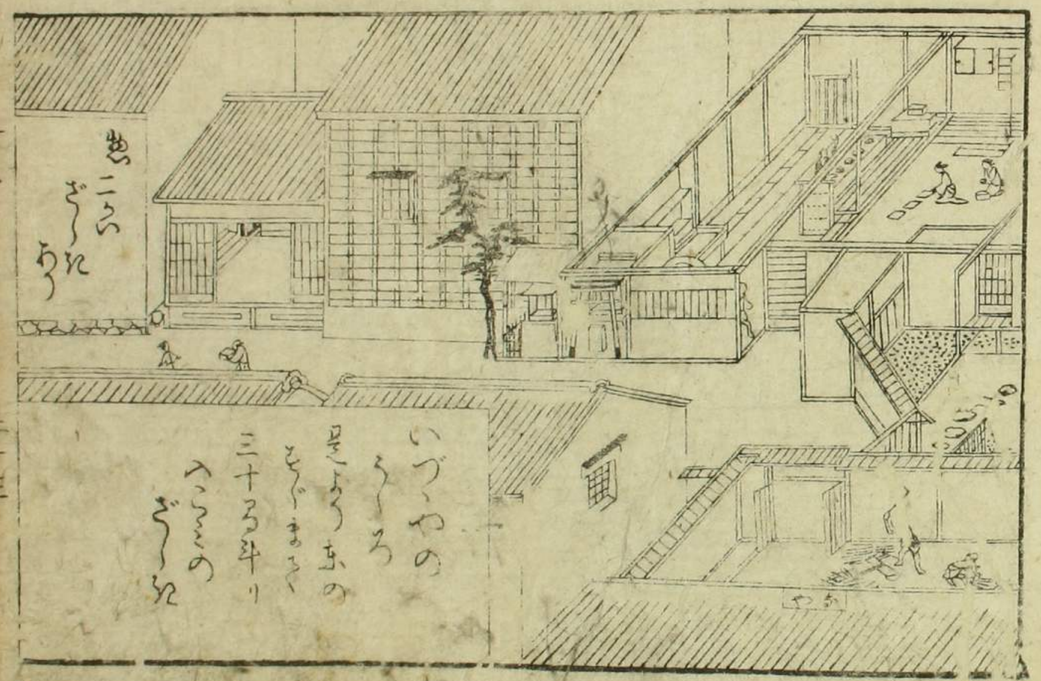
いづゝやの
うゝろ
是よりうちの
とびまさく
三十ろ半り
へうろくの
ぐゝ

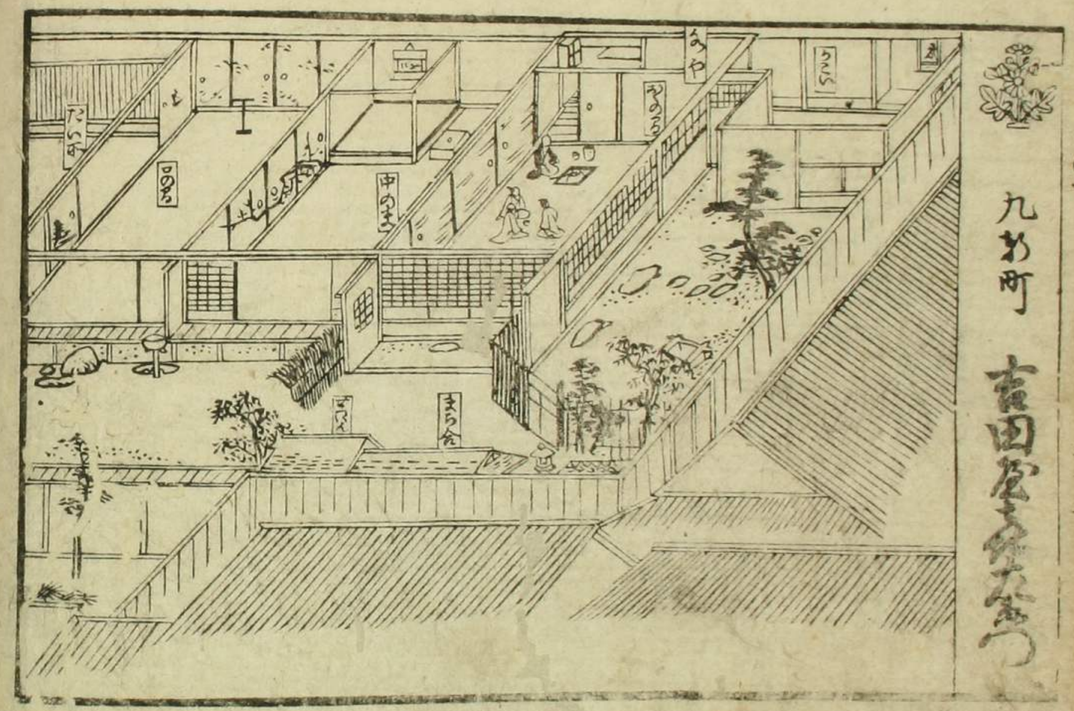
九わ町
中のまち

九軒町

九郎町 博屋惣七

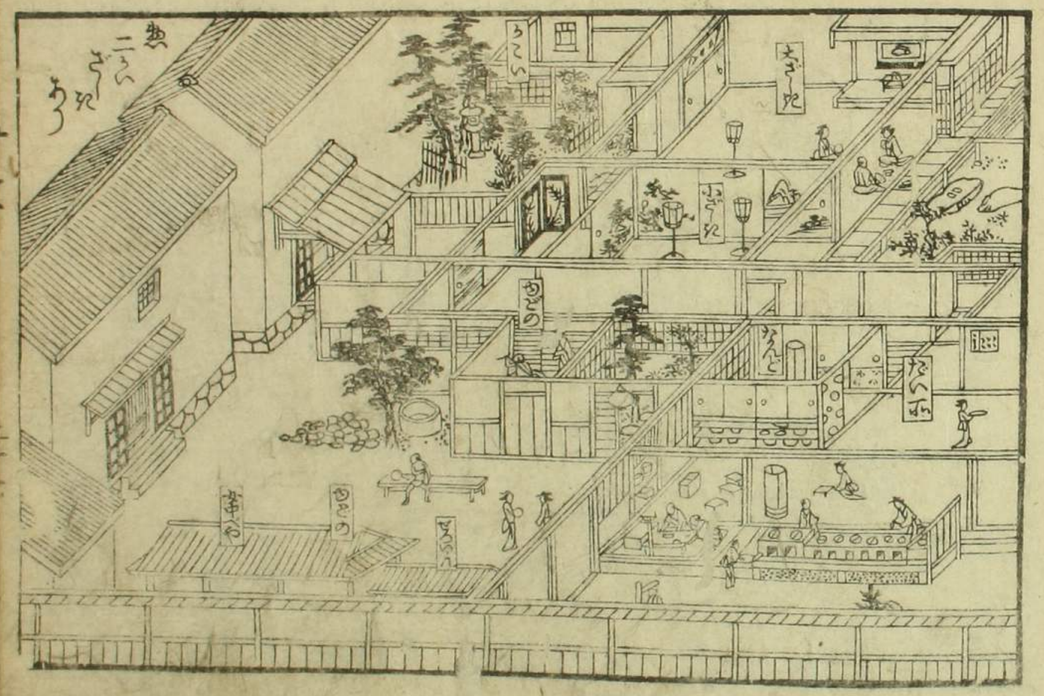

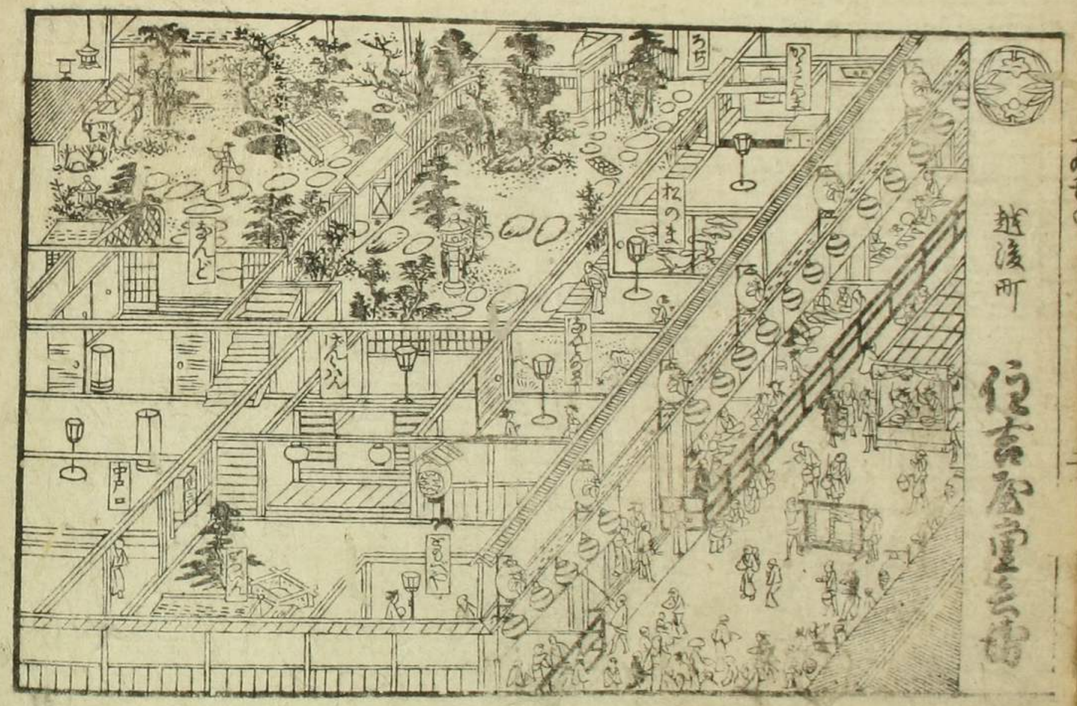
越後町
伊勢屋重三郎

越後町
沖玉屋元九郎

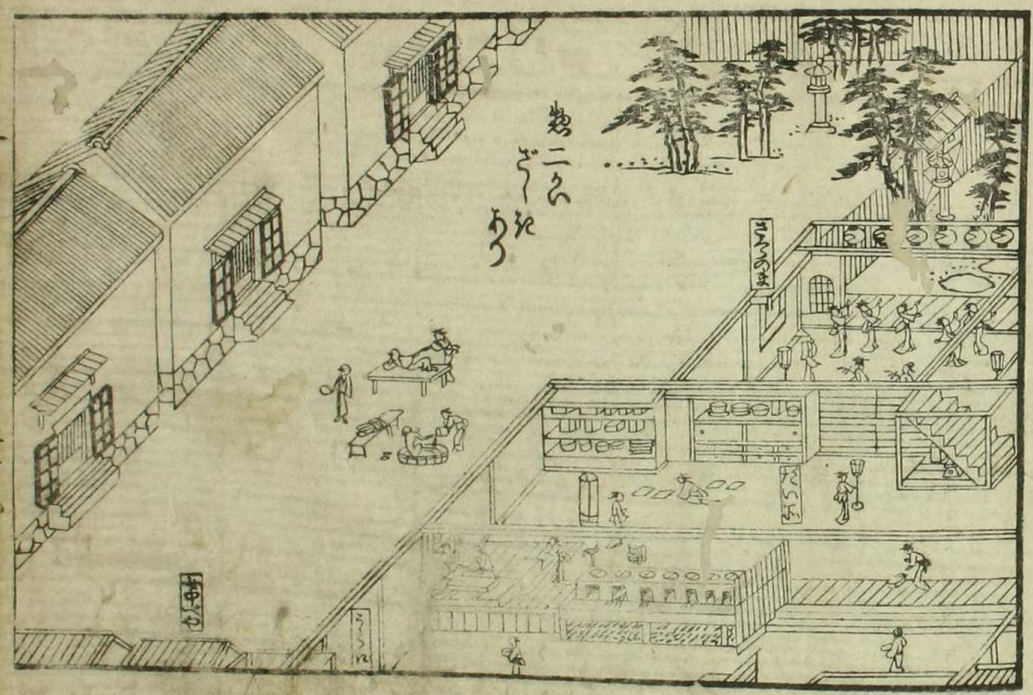
数二人
ごーれ
ろう

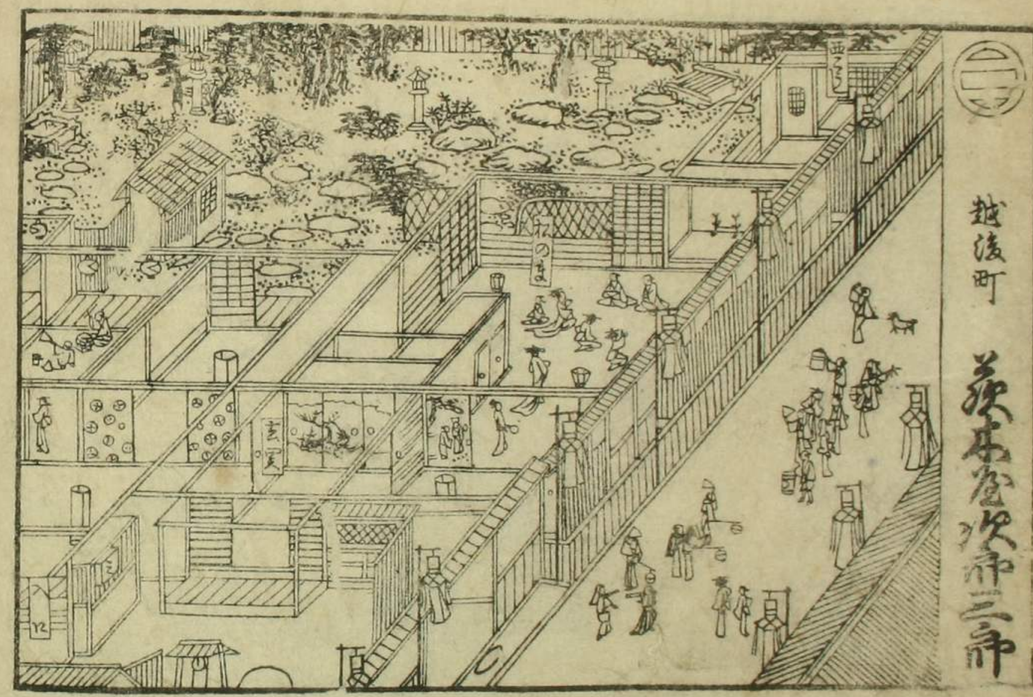
越後町
英泉次郎三郎

ちごの町
茨木屋四郎三郎

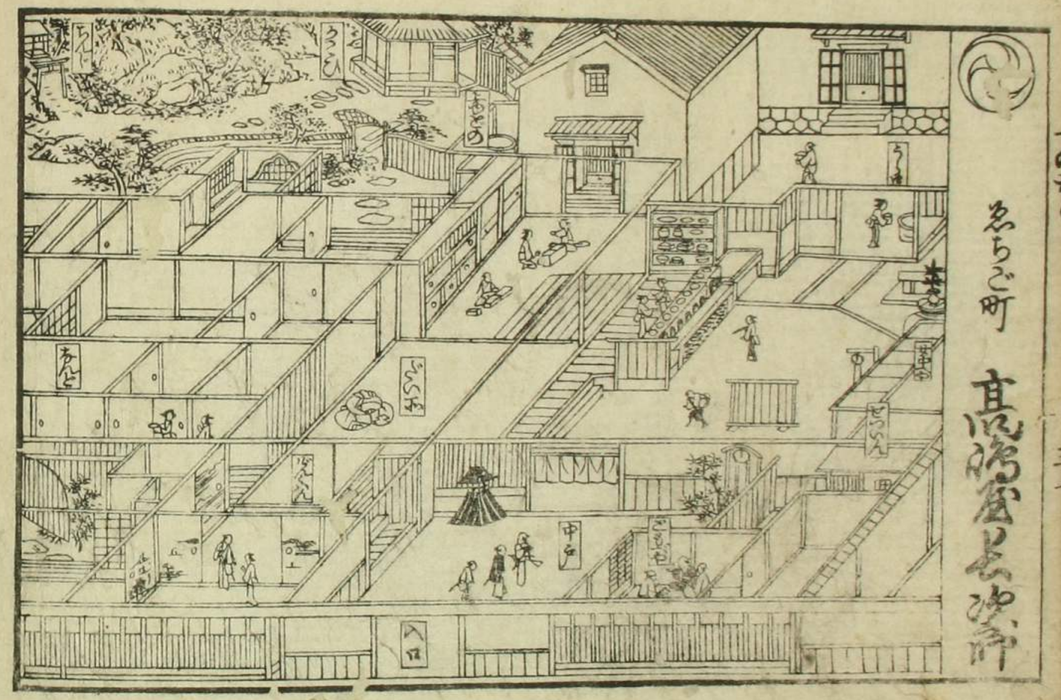

名ちご町

高橋長次郎

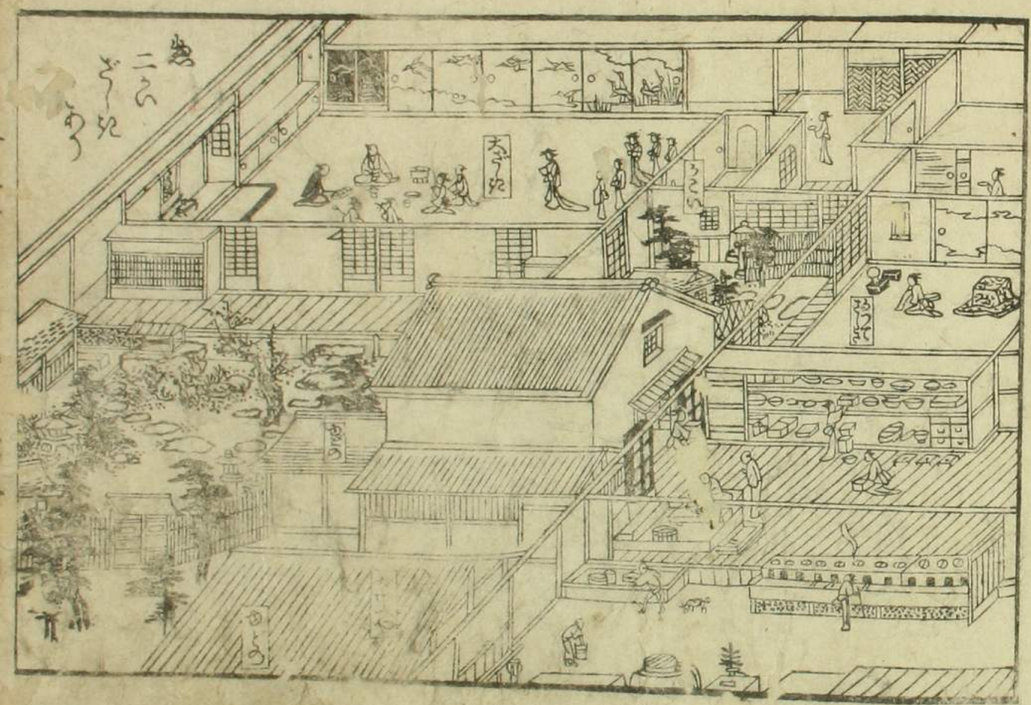

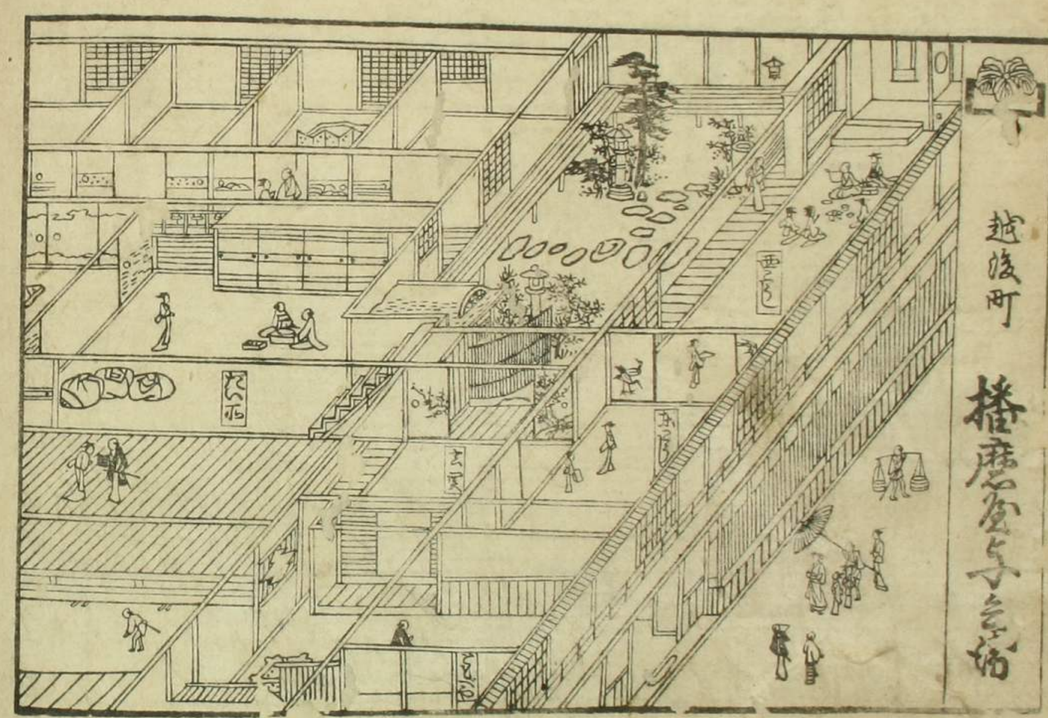
越後町
播磨屋与兵衛

○菓屋員数

菓屋唐士の通号の事 加賀原
細見一月ゑ彩とゝ書ふくりく
のせ〳〵かハ墨を新町中ハ菓屋と
いつゝハ熱合ハ十ゑ彩ゝ敬元
の揉し他所よりぐひ面津の菓屋と
いつゝハ志大きゝ揉ゝ書蘭ゝ
事他出の揚屋も及びかゝ〳〵九面の
俗法ゝて揚屋ゝ遠ひハ天祥ハ下の
女郎ハ菓屋ハも知る也

夕ゝ屋や辞く　そせ紙

新かを窓の宛

○里詞 竹冊

吉田屋といつゝ揚屋二軒ゝ
・金六方と　湯の新姫ゝ
・表ゝつ方と　中の兼姫ゝ
いぐゝき屋といつゝ揚屋二軒ゝ
・ハ帝ゝ帝方と　ゝ町の新ゝ
・ゝ浜帝方と　新宅のゝ
ゝいぐゝき新ゝ
ゝゝみゝ屋三軒ゝ
・表ゝ三帝方と　新すみのえゝ云
・長ハ帝方と　中すみのえゝ云
ゝゝハ長世帝西の方小伝吉屋
ゝゝ長世帝ゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
のえゝ云ハ二百九軒町
・新吉方と　ゝこすみのえゝ云

・京師長屋つゞきをこゝにいへ
又二頭屋といつる家伝の物もあれども
・二軒長屋方と　東あまごやと云
・四軒長屋方と　西あまごやと云
いづれも風雅なる名を呼事是
今の洒落の始なり　家名の額
京師ゆゝしく通用するなり　蔵名
のおゝく風雅なる名をもて呼きき
るものなり

○芳文品

※▲一説に歌書の類
▲拾女の解

鄭女郎の四とゝふべきものを
芳文品と称す　拾遺の通号の事は
一月子斬るゝ　いかく赤色なる前
ゝ拾女と一夜寝ともふ号あり

森なるゝ郎　郎は水を示ふ　ときこゝ地
故なし　南津は水を自由なる所
しく動しの拾女といつる影ひ今も
川口などふ人住るもこゝにも
拾女くは嘉ひ系所のもてくもなく只
情を高ものゝ　くは一口小論じ
実は大人の中は南浮の廉繁昌成ん
して名るゝ女郎もこゝにもあん
げく　おもふ法義を事とせげこゝる
こゝで古人の撰おれし他落の集あ
ゝも南所芳文の発句なる人こゝ
なるもの

児の親なるもてもあしらまこゝる
秋のゝ花のあれるかな　久きゝ
梯さしよりかるゝこゝそこゝまこゝ　なゝと

男なき屋えいはさらし殿惜

みうらを小廊の　あまう

今ゝ不かるしく

牡若いつたんとそ法ちうう

小雨やいとしねは惜いこき　まつう

根の寄りるを　あと

柳まけまものおこれおろく髪

ゝゝかいこれを書を今もおくけどく

行すも限雅ちうる夏のこあやゝ長い

学へ行ゝど高津のちゝ丈といある

うのい中くいみゝへの拾君ちどみも

おらゝぐるうめくたむさし柳筆あり

古老の曰ゝ今もお通せるといつるい

北世又狭の駅より保倶といつたもうれ

拾毋也

六百番歌合　定家卿撰

一　夜ゝ立こ野上のゝゝみの秋

むゝとひゝくゝる人のちゝを

とい一百をとれが鄭女郎と郎ゝ

拾ゝ紅長門ゝ海ゝ沈よ

矢橋ちゝくゝ拾の家ゝ

山寄の拾ゝ若ゝ花のうんだ世ゝこは

ゝゝいゝく紫質　秋ゝう花　拾女ゝ

ゝゝ魚ゝ潘ゝ安仁が筆姉ゝかりく

拾りゝ三列吏の妻ゝ拾ゝり

下畧

又関の下の宿ゝゝれい色ゝ

往昔の人を宿してまし忘るゝ
君女いふ名をとゞめくましとあそびし
べしちと給のおもりを旅宿の一夜の
夢にむすび生涯のされこと権を遂
の流人の里にわくて下君
池田の宿の旅屋太夫の家に古川の記
などあるにして何をなす一夜を事ども
おふゆまに芝居も今のふ出女はかわり
ありべき花君なくいづしへの班女がおもかげ
あり唐土なく遊女といふ事もひむしへ
日本にもありて

歎言遊女哀　有家朝臣

恋のうきはさしもうきたる旅のかた
うらやむそぞの袖こそあれ

と読み給ふ今様朗詠などをうたひし

天神より下傘はさしかけざる大夫は
限らる遊又いふへい引舟は流るゝ事は
なかりし

▲夕霧の事　附　引舟初太夫

新柳町を御免許されし原三郎左衛門
といへりし浪人は京島原の傾城屋
の長となりけり今にいたるまでも相続して
其家繁昌なり一人の相又三郎と
いへりし人其後は同郎に扇屋とて女郎屋
を始め天正年中より相続しける
扇屋四郎兵衛といへりし同所揚屋
を稼といへり当郭中にしての味よき
ありし大坂へ引越なる比あふぎやは
郭中に並もなき評判にて
なる故にいかとか一家は大坂へ引越なる

此ハ寛文十二子年也此夕霧なりとし
いふ噂大坂中の沙汰あまねくふいなりし
明るいなるかく舞かくれ門ぞての日々和
おびくし夕霧ハ勿論京女郎ハ
あるといふ名を作りて西津夕和の
まぼろし節を給はく人廓中まへ出て
揚屋の様ひを催ふしろう取ハ店事
ちかれバいづれ京女郎の名ハえんふそへう
ありし中にも夕霧ハ中のし小備まて
美艶なる事誠に芙蓉の容を
合わなかゞさゞし其流をてやしなる
甚上方巻ふ遂し紛糸丞明の謡
小のべさしと哉書記小日々結る
全盛日ふまし一時に高ての揚屋
より大臣のまよき繁ければあまもし
信ごみがくく毎か應を往女郎を

一人ハ出自由より揚屋に連あるき
諸方より一時に客来る附此かこ咄
女郎をさきのあげやへ渡りし跡に
招せ置其内に小袖に来りし故
を見合又其座へ行きたどるなる
こ逢ませる高津の在ます織二人
二度にはさぬ仕でも引船女郎を連
る揚事ハし此夕霧より引舟女郎
と一人ハ連る迄をとめありしかくはる
全盛の果よあはれ夕霧なるき
ぎもなの命ハ是非もなき事のなる
延宝五年の秋の比より病気に取付く
醫療をば施くもこいつも甲斐な
おく其上祈禱を修じし大法秘法
をとらせども其効むなしく諸仏の
仏神に祈をこめられども天命の

張りまや羽を延宝六年十二月六日と
いつ国より上方へ原小弘と河の人おりむ
事杖を離国る者かたしのごとし
かくくもみまぐれが翌七日西ゆ
浄土ゆ蓮華まりり法名
花岳芳春信女
と戒名今お浄土ゆ仏俗の石塔あり
扇屋一統終と年国を独り居る
也

源氏物語に
山里ゆあれをそ思ふ人まりよ
えあんくもち紀少弼しく

扇屋世帯三代目をあつぎや
三帯ゆ集りと云ふ阪しあ渡て
今の扇屋弥三帯あ家

えゆ祖林又市帯まくそ老所ある
家角あり

義屋行基墓
扇屋久左衛門 伊の波屋戸
といふる吉井の作りあるは行基つ
きいつる祈くもあるきまくは誠の
四ゆ伊の波の大屋といふ
大屋とさまとへ由緒あるくこれの波の
大屋ゆ大坂の波屋基くく大阪
の人あり山久寄に弘源寺
もあの外 阪切あ世伝
しくるくもくるる紙くま
国をかあくくこそ初の新町揚屋
吉田屋玉屋の方のあり
こ伝ぶき芝居の立役人祖坂田
宝十帯四年二月三ゆ久寄

夕霧の正月ハ元禄(げんろく)二年藤十郎
作にて藤十郎ちうりくけいせい買(かい)の
狂言(きやうげん)にて大当りなり同年末右の
夕霧狂言を四度かし翌(よく)年正月
二日より又々夕霧一周忌(しうき)といふ狂言
をかし三年目又七年十三回忌(くわいき)
十七回忌までくり返ししく宝永(ほうえい)六
年まで坂田藤十郎が死去(しきよ)せし
宝永六丑年まで夕霧狂言に
十八度出されたりとかく大当りにて
ありしとぞ是全く夕霧が感應(かんのう)
と藤十郎が妙(めう)手なる故なり此筆の奥(おく)ハ
耳(に)芸(げい)談(だん)集(しう)に出づる近代嵐三右衛門筆之
沢村宗十郎 其吾 毎夜大当り之

此塚ハ柳なくとも　鬼貫
あはれなり

▲越中(ゑつちう)の事(こと)

延宝(ゑんほう)年中木村(このむら)屋又次郎抱(かゝへ)の越中(ゑつちう)
といへる太夫(たゆふ)容(よう)色(しよく)に勝(すぐ)れし
此太夫の客に上臈(じやうらう)中にも能
くん故押(おし)もなるまでよくなきもの故
いふぐくの揚屋(あげや)入りにいつもよう
あたりに褌をかゝえて通ひしよし
褌に名を残(のこ)せし程のものにて又ある時
あげやにて越中の客(きやく)風(ふ)呂へ
入らんとせしに下帯(したおび)まくらすして
はいんとせし時姿見(すがたみ)に若して衆に
おもひ付湯具(ゆぐ)のおぢりめんの三布(みつぶ)
をときてつるしきよに紐付(ひもつけ)て今(いま)
より此風(このふう)を越中褌といへ越中
褌ハ越中より始(はじま)りしと云大きなる

信説ゆゑ説まよ其説の大法はいとたし
の説法文の釈義もかちのふまゝと
推しやうるまこと其外仏ちまふはき
まふく名の説りう国説あれども
ゆくちまふ異説
る解えき ゆく

▲あばまの年

作波
波
波

作波号ふ元禄家代〻愛蔵工
かくのおく国あり〻ゆくよ
しく号ふ呼びし初しや波よ墨屋
か作波号・初た屋つとやうるるり
寛文年中仏家の絵ふ書まあし
いるるまあり〻城中夕青みも
ふちぶの金感世てあり〻墨屋と
すぐれ文懐伝るる其上兼行一通い

いふま及ぶ元禄ふ通ど法説の説者
我一とまゝゆる事を爭ふ其中ふ務及
出年村ふ坂上ふ法たあとゆるる法人
あり〻るあるこきは津ふ多りあばま
の名るきたひれ九新町井筒屋
たゝ帝ちつぶ方あく仏あばまふふく
わりく逢初しり夜是と変ふ
ゆめそれり別波とくう○揚詰の
あそび井筒屋の屋敷を建ましし
やり〻ふ仏大屋ふふ定敬三つ柏
ゆそるるうあ帝ちつぶ屋敷の
計りくしあばと柏のるあを折し
くうあ揚の家造年あ及ひと
仏井筒屋を帝ちつとふ揚屋せ
仏の張ゆそ今ハふしふ仏ちつ建立
のゞきかひまあ上の波・潮ゆう

大原山なかむらの名をつを世ゝ山法こゝ[illegible]
とぞうひかへうの真法ゐも[illegible]あるを
ありしまや[illegible]あげまは法こせ
山法こゝ[illegible]作りあげまは法こせ
そんこぐ法ぐせ三百あまく[illegible]
其比女郎の兄の代三百あまといふ
ゐんぐしきすゆく今ゐ手今の[illegible]
もすゐ法ぐかりし山あげま坂上氏よ
るぐゐく後我すぐく[illegible]画く賀[illegible]
まれゐれば

身いあゐめを山いゐやと
名いあゐは
とのふぐりのぢる
名つの山市

ゐ手付ゐ[illegible]今ゐ橋津玉河[illegible]
山なかむらの一軒伝ゐ[illegible]

寄門 松

立所 賀

ゐぐいゐ法作ゐ法理文句もゐる
ゐ法く由緒あるゐ[illegible]その[illegible]
あげまきゐ又いゐ松山ぐゐる名ゐ[illegible]
あまゐありしゐ[illegible]ゐを書を
接女よ取ゐく[illegible]
の地ゐるゐ菅ゐ[illegible]
ゐる女郎まゐ[illegible]神お意
ゐ[illegible]日ゐに名をあげ
ゐ[illegible]あげまきゐ郎ゐ
松山ゐぐゐ[illegible]ゐの人や其家[illegible]
といふ法理掘久を[illegible]
ゐ法を[illegible]ゐ作ゐゐる所
ゐ法を[illegible]ゐの夜[illegible]ゐ
ゐ板を入まゐく揚屋ゐ[illegible]て[illegible]
ゐる事ゐゐ元禄年中大坂
玉屋某ゐ[illegible]人城法町いゐ[illegible]

茗荷つ方 今の助五郎家なり まていさゝかくほ
るの造又甚法の主人の影をうつし紙鶴に
寸法を写し竹の杖に瓢箪をとらせ
附ハくふうかる口をつけて扨を此
瓢箪としとりし隠居のうら
それと二品を記しつくり作らる
作者の発明也こを余い筆紙ささ
ようふにこゝろえ

源氏物語

あげまきに長きちぎりを結びこめ
おなじところによりもあはなん

後拾遺集　清原元輔

契りきなかたみに袖を
しぼりつゝ
すゑのまつ山波こさじとは

○傘印

西 はちや

西 扇屋

東 扇屋

○長持運送 并 諸道具通用

一 大丈ハ　大長持
一 天神ハ　中長持
一 引出ハ　小長持

右ハ中小三通りまとのく女三郎の

定一
乱舞
揚屋へ女郎屋より揚屋へ
仕舞
真係の座敷
義ふ包て揚屋へ通ふ

○仕着紋帳

年二日宛　三日宛

正月　三月　又月
六月　七月　九月
出板

右仕着の家々の掟あれい交ふ器も
ふ二日宛三日宛ちどりふるあり
宛ハ仕里の一風流して雲方より
はたらたる夜装の結構おとと

二年新造定り一二日宛と云ふ有
い親方の仕着ハ武日出日より宛て
出る迄二百目ばかり夜装ふく出る
見者して二日目の夜装ふれ宛
ふれば仕者宛ふ末の夜装
て出る二百者ふれ
金銭の安帰の新造

○身請門出

永遠定り門の日揚屋茶屋親
の親新和の揚屋へ揚屋茶屋
後織和の新造
ふる方ふ
ふ後門の
一家ふあ
はくし

まるこ[illegible]おもかるきハ外
裏紙すげ笠さゝくあり夫を
揚屋まゝく又亜幸を山村ゐ[illegible]その
女郎是を[illegible]をひくあ[illegible]を見送
ハ[illegible]ゐ門まぐ[illegible]く見
[illegible]やうもあり幸ども[illegible]
山茶式ハ大[illegible]の風[illegible]を花
笑かぎりなし

○天神位階

小天神
見世天神

山天神といつる織まを[illegible]く詰あり
生ん天神と詰いつる小天神あり
左夫ゆたいぐ揚屋中出く茶屋
へハ出ぐ山[illegible]の間ゆ湯小天神と
[illegible]ゆ[illegible]ゆくとゆ

[illegible]夜とゆゆも切く出ゐその次よ
見世天神とゆゐ[illegible]ゐいづれも[illegible]ハ
奥小妻しゐ天神也[illegible]あゐあり
高津ハ京[illegible]原と遠ひ天神[illegible]小
ハ日人[illegible]ゐし雨天ちれば天神も長柄
のかさをさしかゐるゐも真[illegible]
[illegible]後[illegible]ゐ不[illegible]天[illegible]
出ゐるゐ但小天神ゐ下[illegible]小を人
も出ゐ也ゆ[illegible]く湯小天神とゆく
[illegible]女郎兼退返

宝暦十齊　月八月

寄御の頼の櫛や
こゝの月

○鹿子[illegible]
[illegible]
[illegible]

か、と謂ふ所の神歌の其中より
名別を以伝はをしえあらひよ
諸分を新写るふるく廉をとふい
搭り女郎の図をく搭女郎より
り面白のそこの小天神の
かこひい又引ふとかく
そこ面白の引ふ今あそい
日搭ありと又むしより伝めうち小
月の伝新の伝汐の伝と
價のるトあそづきの由
出ふ月はとおくバ月いつ新いつ
こつ汐といつる松風の
出しうときるむ
あ面白里

○華坎女郎情事芸風伝

たいこ女郎といつるのい揚屋へ
よびし座敷の奥を借ふをるのそ
琴之味線胡弓ハリもさくるを
ハ女郎ハ座をめしそのおを
享保年中より芸をいるこの
出来ればしれむしのさい女郎
といい詠ひこ味線をおそふ
うの地謡おとをる迄中ろく
美女をむしのたい女郎と遊ひ若
年ハをるれるをあくいたい女
と月ごを面あり

○分雛屋郎一曲

昔のそひとのい朗詠愛ど今様
あり又いそのあり萩とるこのど
あるく白拍子拍女郎をそ

三絃などくりかへしあんじしにまくらの後
さはりと作り唱歌出来り中興泉州
堺に日蓮宗の僧深草元政を
浮くるハ山中泰の下に浪花伊兵衛
いつも唱しより文句数つゞり作ま
うたひ出しけりされど又大ひにはやり
花柳ハ勿論町方までも是を
こゝろあそび絶まなく手に流れあり
しとやされバ俳諧の発句にその
文句を立入まじく詠句にまゐるらう

秋へ来て 月夜くるまは いつも帰

伊丹 鬼貫

明暦年中都嶋原ふくなげぶし
江戸吉原ふて流行ぶといへるもの

大ゐにはやり其後万治年中大坂新町
まがきといへる女郎一風流のうたひ
ものを作り自節を附てうたひはじめし
おそらく此女郎生得妙なる音聲
にて一曲うたひしかバ誠に梁の塵を
拂ひければ廓中ハ勿論諸所
町々までもこれを謡ハぬものハなかりし
よしこれを世に新町のまがきぶしと
いふ元禄宝永の比より先達と称し
くありし小西法津中より始りしてく
いふへの種ハ絶しからぬぞさ今も
南津廓の内にハ唱歌に名を停
るこゝのまゝされしより京都の
嶋原のなげぶしと江戸中まで
とのゐのものゝ遊興まで面白
がなりされしバ都嶋原のなげぶし

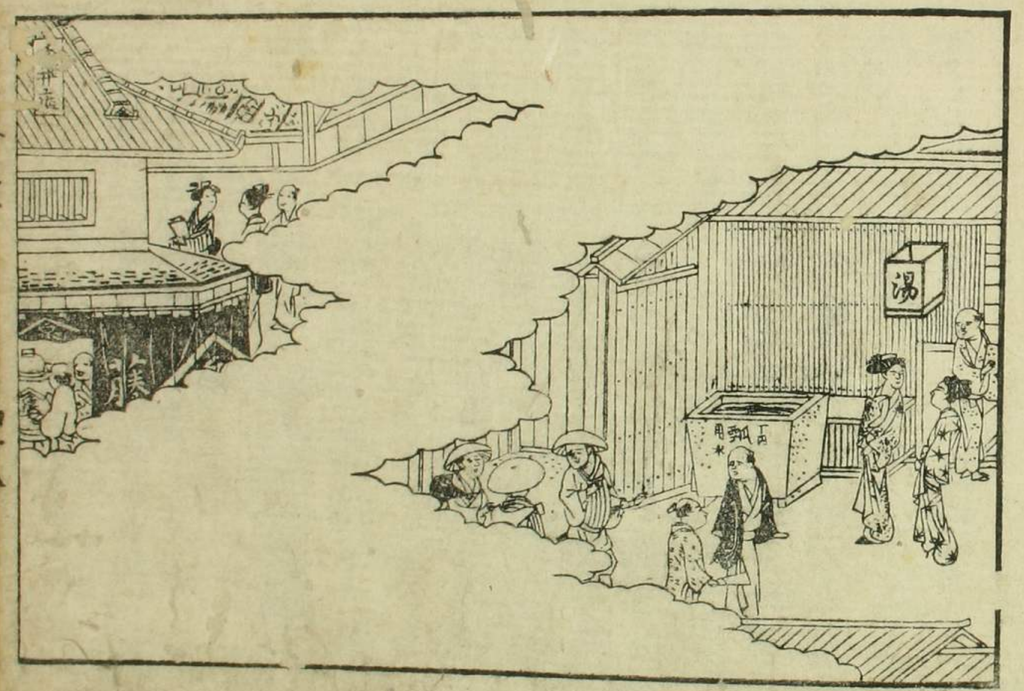
湯
用水

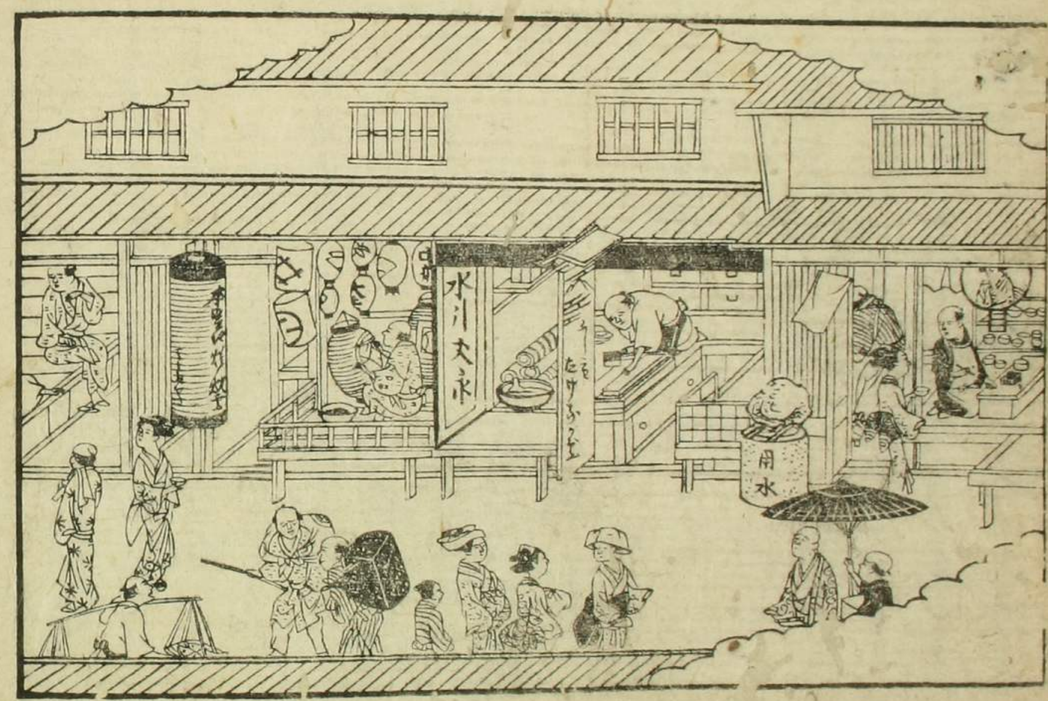
水引大永
用水

江戸吉原のつまぶーー大坂新町の
まづ絶ぶとくらし廓こと名なる也

○高嶺義長名別

紅葉原の名もてはやし官家の美絹を
ゑどのうまてんかくしくはなしぬんぬ
へ神深の布長さ二丈三尺にして高
強名ふ相手葉の色詳を拭て高
う吉代承暴の色詳を拭て高
時ハ自名ふかくしくはなしぬんぬ
古実也高津の峯の麓古い桜もの
ゑゑ也あり今紺波だうりあり
あ結まく所結あるい新渡世郎と
いつまゑゑゑ仕事そのうめいた大台
偽の衣の所結ゑりおゑりといふ
説もありとかく今い新渡のまるまい

あ結を結る也

○松氣新号

むりより結こい高麗を見せ十分ふ
あまりくへゑりかどゑくゑく價
ゑ下記ゑゑ見あり毛氏和ゑと
手を今めて価もゑ郎ふきいまを
たう奥よくいしし

○赤九 九由 猪

高津の赤い郎鴻原のといふしの
法ちづひあり往昔孝和生清盛
六波羅ふ生のとき梅へゑ
三百人赤の腹ゑいしいい
赤ども玉桜ゑるうしふ今い昔
ゑの威切いちゑいども其金見級

揚屋町にて呼出女郎の名ハ
女ふうウウと云る也これ古代の
格の詞なり西地といひたるふすぐく
伝ふくも新敷の女郎に伝問を
所ぐくたる文盛まぐくよすもむとの地
新敷出るらの加御い廓出格式
ありくいくつ事也

○呼迎女郎賣

正月　二月　三月　四月　五月　六月　七月　八月
九月　十月　霜月　十二月　新敷出ハ日
ハ揚屋茶屋ハ何ひ女子とくく
女郎一人ハ中居一人ハ何ひ女子
ありくれも往古ハ毎日くハ格ち
しぐ今ハ御くた中日年ありし
元高津のくるるの古事也

○勸を芝居拍子敲不打由緒

芝居のかりうの式い紙を紙お撲名
大坂町中ハ敲おくる仕ての
たいこ通り筋西の大門のをおを
打やめ立賣坂へ口ばまぐ打を
仕茶大坂中ハ敲うたるの羽
くくいくれあるるとそくりくい
所の人ハ名ぬべし

○夜見世盤花

仕廓周囲の高塀夜見世おし
立賣ばしかし延宝年中より霜月
より十月晦日まくく夜見世ハ敷
くく霜月極月二ケ月い書限ハ
東西の大門周囲ハ仕そのくち

享保 年中小又[illegible]月 極月二十日
[illegible]敬光あり[illegible]く今い年中夜見世
あり[illegible]く白紙あ[illegible]
[illegible]きあ[illegible]ろし

○限る紙作法

高津の廓[illegible]府の[illegible]夜の美[illegible]
曲輪中たいこ[illegible]
人[illegible]をたたいてをあ[illegible]
大門口をあ[illegible]
たる紙[illegible]の廓中揚屋[illegible]
[illegible]あ[illegible]めさの人[illegible]
[illegible]の光白日小[illegible]

廓の角先一[illegible]の
[illegible]

君粧俚評

京の女郎ハ江戸のそうまをうつし侍の衣裳を
ちゃせて大坂の揚屋であそべ[illegible]
なる[illegible]揚屋[illegible]ハ[illegible]
ふ[illegible]筆[illegible]女郎の[illegible]
のようぶれをあめず江戸の[illegible]
ぞう[illegible]俗好[illegible]
ふ大坂の衣裳で大坂の揚屋であそべ[illegible]
大坂の氣性[illegible]
のうたう[illegible]
[illegible]
うう京江戸の中庸をとって情深くおりゝ
是粹宮の[illegible]
[illegible]さ知きろの[illegible]の白蓮花　荀深
又女郎ハ筆ふもあ[illegible]

十五日の夕方雨を降ふ　ろ旦ひ力ひたる通ふ
事ひふ里も苦ひせぬ猪鹿も老ぬまバ蜘ろう
ふおとること義へ〜も其馬を拾ひとかまひ越ふ
のせろふふもろ〜よう〜是ふハ格別の馬ふてあく
ろ事ひ此事なれども人是をおこるふ時
ハ一方人ろ馬を威ひ稼ぬるもあるひ
ろ〜慢り雑ろ事をとぬゆく廊ふ中
ぐやのイヤもう殺〜のとい〜ひ法ろ〜縄の里
ふ莫ろう雪ろこの馬ふ自ろひゆくなろ

七夕や切ろ少ゆびハどの星そ　田勢

途中之式

ろ事途中ふく多ふ時ハいろほど親切ふろ客ろ
ろもろをひろよひ〜ひろ〜ろ〜ふね
秋のろをろ客ふ分を揚屋と送ろ通ハりぐ和
ゆさやぐて事をろろ客の方ふ歩ひ〜むさと

ろ〜此ろばをぐろ不威ろて搗ろず汗交の
望のろ味ろハいふ〜一金のおろろのなろ

西の橋日和の柝ろひ〜　巾絲

座鋪之客儀

ろ実座敷通ろ時ハ余の里ひ長く長ろ子ひ車
ふ帳をゆひらずふ座〜ろ客ふ分そひ温潤
金言の辞相ハ旅の里の義ろふ比ろバ和と水
鼎のちぐひふろ此ぐとひぐ〜ふろまで
ちぐ〜様ひろん事ハろぐろ〜ふ〜ろ〜ぐ〜ろ和を
ろふて見を無ひいとろや〜九芝ろ熟の法も
様ろ〜ぐろ〜ひ〜ひ国法ろぐ和ふけハ行ろぐいろ
ろ冬ろ雪の裏ひ此夜も大津ふとろろろ国一
よろも身を拾ふせ〜ろのろ殿ふて雷法
弁慶の和ろ〜ひ戯ろ〜ひいでも大ろろ〜ハど
ろれふ、ろろ汗旅ふ　をろふ〜むろ〜ゆろ

なれ〳〵ぬ新客ハ如法〳〵さるものと
ゑり不無もわ〳〵んうまぐ〳〵あ〳〵かぐ〳〵
席酒闌に及び弾茵琴琴の音に中に八
打てうくての私云身をまろ寸藏通ふ蕭〳〵寂〳〵
のまゝおまれハいるゝ孔門の徒なるもわ〳〵
骨をけぬうをぐさきのなゝ揚約束の向〳〵
ふハきのあのさぬ〳〵もむひ行ゝこせうまず
暁のむゆびと今更ひゝうとひうのく
美人不相答　一坐為金銭
莫謾愁春酒　国中自有傳
月夜とハあのうの月今宵　巾絲
浮世之大法
生実目柄約束ゝく揚屋ハ屋をあの揚屋
の客ゝ明ゝまゝ時八ちゝと耳おゝ
〳〵るど私云ハゝゝ

かゝ〳〵明〳〵ゑまどゝるまゝ一あまバ約束ゝる揚屋
のゝあゝ明ゝ唯云ゝ明ゝまゝ八九ゝ世ゝまゝあ
発龍大高〳〵ゝゝゝゝゝ
まゝゝゝどゝゝまゝ美の名
の名二声と客ゝ客八まゝ〳〵とバゝ云
唯豆の声ゝゝまバ発龍美ふまゝひ物ゝゝと
をゝゝむ山附ゝ客の仙をゝ弱ゝゝ浪の
ゝゝん袖もわ〳〵浪の云ゝる約八まゝゝど
だゝゝゝ弱ゝゝん〳〵〳〵

いぬゝ〳〵のまぬゝゝまゝゝゝゝゝゝゝ魚栗　香園
発之利益
幼ゝ婦女命の世話と為ゝゝの御使ゝ下
弦をせんぐゝまゝ古いまゝゝゝ
てまゝゝまゝのゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
返答の刑発ハ得家の情と様の折ゝ

なるやすておゐ仏達と被て出世ハむづかしき出家
数々なると八格別の事なり

交りも世間の深き小梅かな　秋色

弱とよる筆八別のそぶりこゝろ　去来

引舩の掛り

素顔にも田舎げ黒繻子の前帯八さらりと
風俗も抜きのしく新艘の遠慮のまけ
引とる船引舟と呼るゝ太夫にきく付添
襟懸の作くろひよう容貌のうけ引まく方事
引舟ねの役ありそし揚の客多く酔ふし夜ハ
売八三更を限りにおきそ客へ咲後朝迄ひよ
来る者ハ太夫ハ引舟ねと揚屋ふ多く来るく

短夜を二階へくらしにようり　来山

芸子台所之容儀

芸子台所八座敷の色を得ふさきの由来

三味線役者ねまねあるひハ舞雛鳥の小唄
ようニ色ヲ出ス時よりそうぐしき事とい
へども若くしけるを八なりやあしく古風をたい
くも馬鹿の教にしけるいやともなし別ちさ年
妙林坊八その堂の長老ふて名なりしが
念仏を八天王寺一心寺ふ節基をむとび
行くひともり　かくろ

名月や釈迦の台所そ又百人　渭北

仲居之物

ひくるきほとハ初ての客人ハ太夫を借りそ
る此時仲居を人ぐ太夫の名を呼ぐ盃を
とゞめるかあり行べんやそもりあらね古雑ふ
優ある事のことぐく仲居も此あハ宛やかに
おとなしく酒もよくのむもの座敷の勤と
客への時分を考へるくく座をとるのなり

又趣向番らく一座のきゝ人へつよちぶ花香しく夜中
客の見をも舞をとゞまり傾城客至手にとてなるべき
ふわく花身仕舞船家の評判ふ大極上上吉上
上吉の御酒又張るべし
早かろぶ見ら傍しろろ蓋らあ　立嶋
又ちま丈仕合あつく身請お腹まつくいづくの
揚所いづくのらくに住べくと豪宅のふしん
造作の名揚屋ふ部うくき二一般揚ゑ程くよ満
ちつめんの後手見屋形の行燭ぐ琴うら花お音楽
よつねとひその座ふ見極ハ天人の天義ふあら
てとくやうおそれくあぎハの五拾穂ハ始め
んふ云葉なし夜ごとくふ一双の御当千人
枕す良来居薬客当とらうし流と成も
引くりく肩うつ寝渡り今宵ハ画取のかくえ
やとろと松の戸さてさぶ花のくものふる

まひもそれぞとまつりぬハお里をすれしぬち
ろもあろう傾城の出来ようしと揚られんハ
後の浮世又揚屋ひろとも　とめくる古
発句　みよく仇おもひしきのね

遊客の幽趣

初ての客人権威家嬶の鼻をとうぶらせ
阿弥陀も閻魔も山吹の花色ありてもでう
あづらせんとこそべらしず是も寿老神社ハ請
よみ事くされども全盛の身又八目くまぬ
事とくそうさぬ親ぞぬしやうまゝしくて
らうへども見つしれくらうつてふら請る
そのく又傾城大夏ふてまぬやうよとくべし
前くよう傾城男と二度吹かず揚屋をるぶとく座
揃ゑとられたら扇をんらけべしとうくさきてる
ぶきくろ畳つき八畳ふ古風なるを　「紙屋町

[illegible]

[illegible]

[illegible]

の様子を

[illegible]

[illegible]

[illegible]

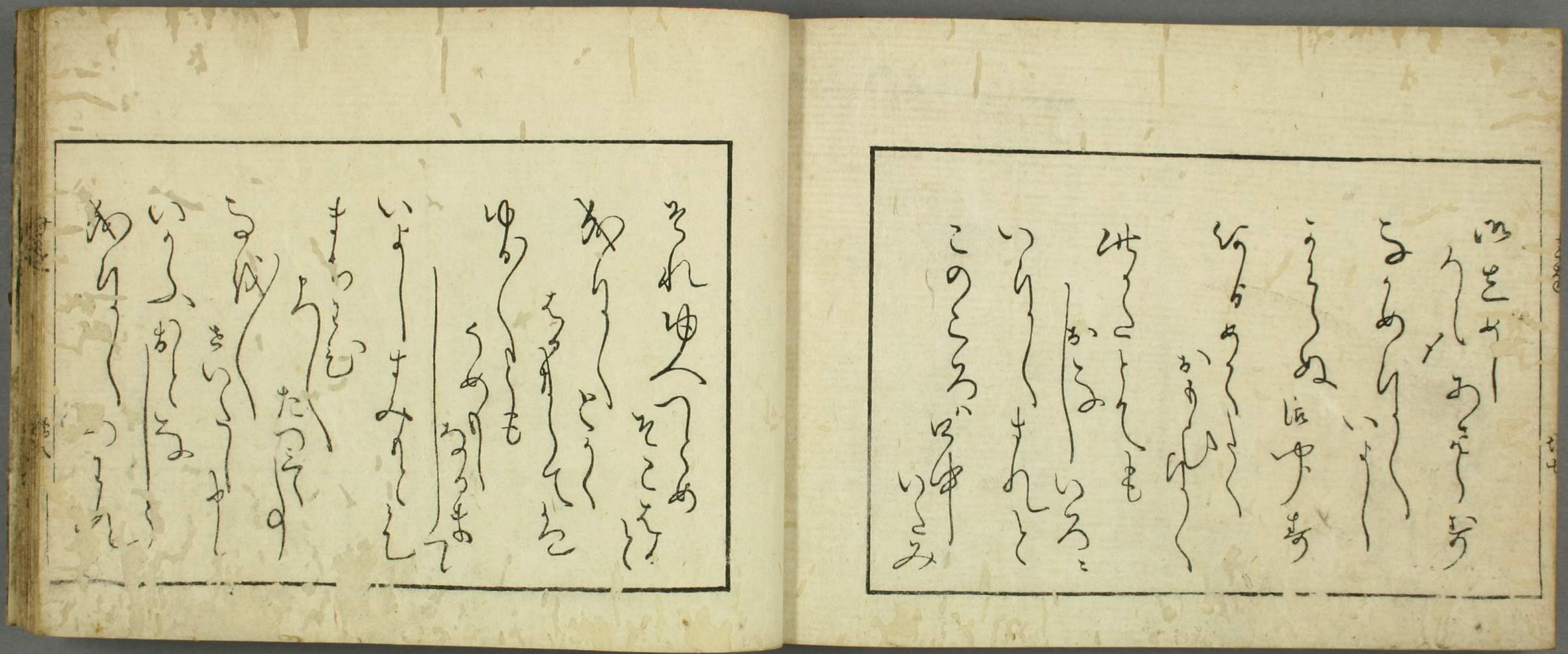

右八書地ゝく一枡となるまゝ外題
塗箱紙付金張金物

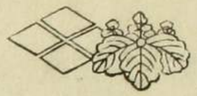

桐の戸八名ぐう
紋のよゝ

右書付八萩系殿御筆のよゝかくいう
ゝゝゝも御筆を為遊下ゝ事仮名の
ゝゝゝゝ数ひ為紀事なる為小目小事
おさまるまゝゝも空伝ゝちぐの為之うる
名之の名之歳のゝ事ゝもうゝの名
遊八十名と八河州の客人とゆゝ播名の
客ゝゝゆゝ空伝ゝ
同 襠之模様

唐織

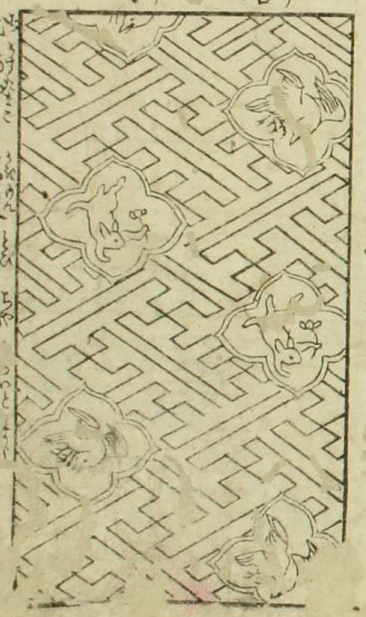

地厚ゝゝく仕之小ゝ裏通裏ゝ繻子
地薄之子 徳紋ゝ菓ゝ糸之

神ほとゝぎすいろ〳〵古風ふ結構なる
近代の花を好こゝろ寄とゝ格式こ

大八洲屋宗帝三帝ぶ而拵く
家く珍雅名物
書屋表たゝ方ふ多ぎろのみあり世行系
の方ゝ花の中ゝあく〳〵ゝとゝくゝみつぐさ
う〳〵　名蒔ハ

まうゝ

又多ぎろのまゝ奥〳〵く料紙硯箱ある
ひハ境ふあゝいづきもゝ蒔絵古物ゝ
又多ぎろ縁遠悔の巻ゝ凡三千章あゝ
ゝ中の一二を記と

多ぎろ代あゝくひすやむせびゝ　元順
ゝ春の芳翁の流消ぐくら　由平

又柳里恭の醉書一帖ゝ〳〵名たゝる豪拵
名たゝる書掛幅とのの醉書ふやわらん

茨木屋宗帝三帝方
表の間複狩野筆

同

くぶしらぬ書ども

揮毫

古物推し

信吉登東之落方ふ鮑重あり自然而ぬく

信吉登東之命方種子鴨重あり舎中大きの

おくりものし中古あるれしをうくびを清

ふるく河葉泡法ゑふせ〜添文あり文墨器

奥よ打ちあり硯の松のまをとくく

信吉の名をばおのハく種ぐし侍

ふたくひうきあためしともれ

付ををのれくるし強容ハ悦ふきうく

行事方部事佛大典の自惠ふ、推く肇を、
もつく〳〵ハちく〳〵と云ども粹文也ふ記ど

粹之大不以一義盡也粹爲言醉
也人生不可以有不醉又推也推

已及人之謂也又水也隨英器而
澹之謂也又師也元師大將之謂
也又吹也善作皷吹者之謂也又
裏也一擲千金財宝相減之謂也
又陸也陸遠急遽也總豈樓嚴豪盛
者九州奥州之人其謂之乎大體
惠比衆義知之呂醉而不及亂此
謂之於吉醉鳴呼今世称粹者何
人乎哉

或人問〳〵云けしあすいら字あく
炊ハめいぶ釜く云かしくと讀くふう
多濁と捉るの意　又同雖確亜翠
誰の字おの〳〵いろん
雖ハりむざく〳〵仮〳〵容れ
確ハ粉よひく〳〵く利ぢく〳〵のまる

蓋ハ、蓋の字の字の字の字を
ちもらのいひう
翠ハ　ようひのこどうなるをさとるうん
誰の一字ハむめくいちゆう誰とうちよ
とくるを彩うひけよそのなきうん
完望とく

右ハ隠易岳士の八字をなく天事と
書おうれくこ可惜く今うまをれてすハ
よわやとくくんため傷訓を
行すを方劉王宝裁之の蹇鶴銘を金笞泊の
石摺ふくく文字の中又今狠の石を敲あう
文ハ目出云文字を撰さくを書むその中
寂寥の二字あうこ二字をうざと出食の
閑字よりあうう高壹掘さびくを漬二字を
閑くうる頭向の眼目をうむ行す方筆

物子を初め一方義字ふ系雷中絵所苑子ふ
こをみいづきも誕象の輝寝ヒイキうくく
ばうようの輝好こ為こ
方勇亀第心ふ情の敲きる石いつのやどる
こちくどあくくうふと人のこをあうあこ
むるうう敲ひ事もこくよくあく氛
里ふくく氣詩と中古くけ石をぬとここう
てふいこちめくよいつとうくふうる色の
色ハこをぶくあくくと云作ふたり図と

行吉金老宗帝方仁能因法師瓦の井の湯瓶
あくこ直り亡ふすをうくう丸敢くうぬき大ハ桐
う会勢ち内まつ塗ふ牛ハ成をくる撥造う

容人ようおくてうまてうみり
えあくえの後ようけこうれば
まあ〜ろくよこれ老よりく
右ハ紙肉法砂のふまうまう丼のたらぐく
こいく事をまあ〜でる濕多まう

里詞の篇

廊中とぐく古まとと喉見白鶏うなどいひ
ぬ〜賢うまどくあぶむる云ぐまう

なまでんう　なんう上ノ畧言ナリ　ちよとこまま
どうでます　いつこ多ま　なあくさう
さ〜ん　ナ〜ん　どうじやあろ
見ふまく家くの云多ゆくまうちあくくハ
くくハ通とひく空多〜ゆべ〜
ほりとう　ほうくと　り〜もうろんこ門と返〜叫うことば
あげく筆ま多〜ゆく〜

價諸弓

太夫　六拾九文

天神　三拾三文

胡うう等時と
むえ仕ひとらふ　拾　又文

むよい仕ひとらふ　計拾弐文〜

古數より初と
むとまうとらふ　拾　又文

弓文〜ゆ何一切　四文ニ〜

藝子　武拾七匁
△一切　三匁

羊羹以持　揚屋　拾六匁
茶屋　拾四匁

廊下伝送女郎　武拾七匁五分
昼仕廻　拾　武匁
一夜揚　拾七匁六分
夜仕廻　拾三匁六分
ちやもり　六匁四分
一切　三匁六分

昼揚　武拾五匁
藝子夜揚　拾三匁六分
一切　三匁六分

同　店女郎　武拾武匁
ちやもり　七匁
一切　三匁

門出揚屋　天神　同　武匁
藝子　同　同　四匁

太夫　銀三匁
引祝　同　武匁
天神　同　同　四匁
藝子　同　同　四匁

同茶屋　天神　同　壱匁
藝子　同　同　四匁

同吸屋　遣女郎　同　武匁
店女郎　同　同　四匁

○遊廓門口の故事

いろ〳〵世の廓のもあるの大いなる事にて
建て遊客を他所へ出さぬ事ばかりなるべし
今はむかし世界の大きなる女あるもあるふるく
繁〳〵ざかりなる事のもあるて通行もなきに
まもなくみのがたもなくせざるべきに入りて今
一国えらぶたくさんの門を守るものなく
捨てのがれるせんとなくまるく関の戸を閉ぢ
る繁昌なるべきうるおかこと無しくるべきハまも
なくなんの威〳〵ゆるしていてしること
門出なるべきの事もなくまるく今ハ門を教えて
遊び所なるべきもなくなきもなくなくなくなく
なくなくなくなくなく
△但し揚屋茶屋よりなる事なくなくなくなくなく
せバ遊客ハ他国へ行なるの頃門出と記し置

○和歌

仮人せ花びい　拾弐文　六分

右の通の遊廓定い酒肴ハ
仮見世あそび一日切ハい酒肴
別の定めく

朝飯料理代　揚屋　三匁
茶屋　五匁

酒料雑用　揚屋　土間　弐匁
茶屋　二匁五分　呼出し　弐匁五分

蠟燭代　揚屋　弐本六分
茶屋　同　弐
呼出し　八　ト

右の外振舞の節い酒肴又ハ安く
料理いお到ル多者格別のるく
右之内の外雑用かるふるひ事廉
叶の定用也

○紙日定月

正月

三ヶ日　四日　五日　六日
七日　九日　十日　十四日
十五日　十六日　廿日　廿五日　廿八日

二月

朔日　望　二午　十五日
廿二日　廿五日　廿八日
かさひのごとくひのえ七日ゲ月

三月

朔日　三日　四日　五日
六日　七日　十六日　廿二日　廿五日　廿八日

四月

朔日　八日　十五日　十七日　廿日
廿一日　廿五日　廿八日

五月

朔日　五日　六日　七日　八日
九日　十五日　廿五日　廿八日　晦日

六月

朔日　七日　十日　十二日　十四日
十五日　十六日　十七日　廿日　廿一日
廿二日　廿四日　廿五日　廿八日
廿九日　晦日

七月

朔日　七日　十日
十四日　十五日　十六日
廿五日　廿八日　かさひのごとくひのえ七日ゲ月　晦日まで

八月

朔日　十四日　十五日　十六日
廿五日　廿八日　かさひのごとくひのえ七日ゲ月

九月

朔日　九日　十日　十一日　十二日
十三日　十五日　十六日　廿日
廿一日　廿二日　廿四日　廿五日　廿六日
廿七日　廿八日　廿九日　晦日

十月

朔日　六日　十日　十二日　十三日
十四日　十五日　廿五日　廿八日　亥刻

十一月

朔日　八日　十三日　十五日　十六日
十七日　廿五日　廿八日
かさひのごとくひのえ

十二月

朔日　十二日　十五日　廿五日
廿八日
かさひのごとくひのえ

但し

庚申ハ初午ちかくの辰つき節分
庚申ハ初午ちかくの午ハ改日也

惣廓六ツ小路絵図

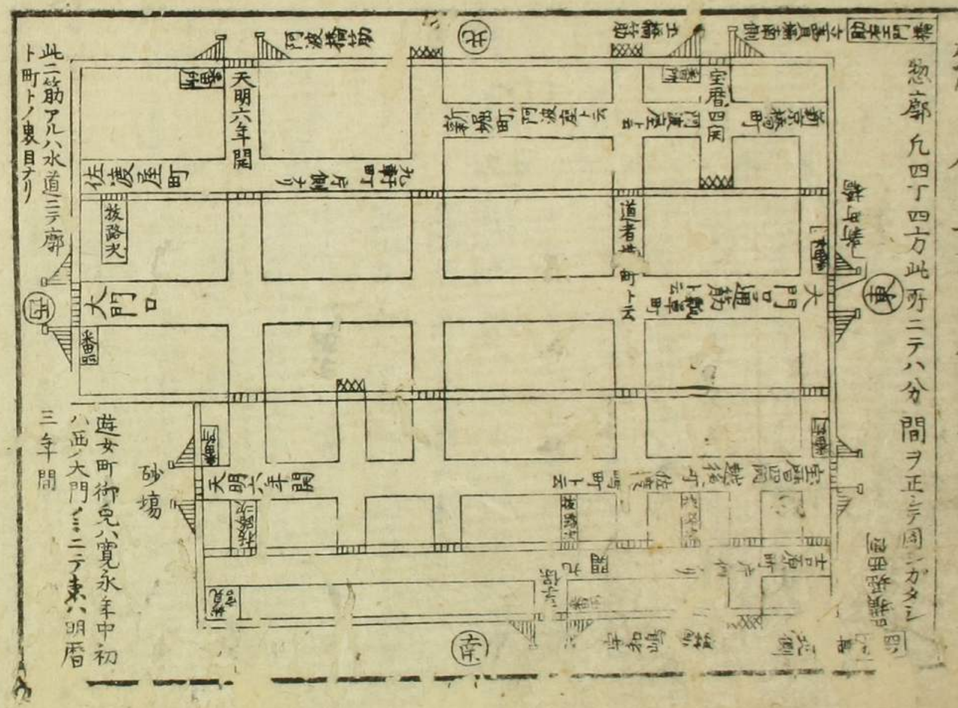

揚屋之分

只今ハ此西國の西へ多く出之以故家沢山ニ成ハ不流まゝ〳〵ニ成ゆく

系屋之分

通り筋　筒井屋仁助　通り筋　本市屋徳兵衛
京屋長兵衛　折屋弥兵衛
伊勢屋八右衛門　伊勢屋清兵衛
松葉屋伊右衛門　多賀屋清兵衛
井筒屋甚兵衛　奥屋伊兵衛
大和屋重兵衛　吉野屋与助
屋已屋藤兵衛　河内屋市左衛門
博多屋与三郎　紙屋四屋新兵衛
桑名屋幸次郎　今井屋忠次郎
中嶋屋彦兵衛　大和屋市兵衛
与次郎屋助兵衛　上村屋利兵衛
天王寺屋弥兵衛　大坂屋金兵衛
上林屋治郎　薩屋[illegible]

[illegible]町　[illegible]屋敷　[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]

同　山田屋[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]

同　行[illegible]屋[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]

同　[illegible]内屋[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]

あふぎ　[illegible]屋[illegible]　同　[illegible]屋九[illegible]

呼びだし

京屋九[illegible]　伏見屋[illegible]

沈田屋[illegible]　[illegible]屋武[illegible]

右[illegible]百六十七軒ヨ

商人名よりセヒ[illegible]

[illegible]名物　[illegible]　和泉屋太[illegible]

同　同　角　[illegible]

呉服物現銀[illegible]　[illegible]井　[illegible]屋市[illegible]

[illegible]　[illegible]　[illegible]

三味線所　同　[illegible]屋[illegible]

中間[illegible]　同　[illegible]

[illegible]川[illegible]　同　[illegible]

[illegible]所　西ハ九軒

[illegible]　[illegible]

[illegible]　[illegible]

[illegible]所　九[illegible]

[illegible]名物　[illegible]

[illegible]　同　[illegible]

[illegible]　同　[illegible]

[illegible]飯　[illegible]屋七

[illegible]

[illegible]

小本　[illegible]一冊

諸國遊所 古今新陌大全 全一冊

山言ゝ唐土柳巷ハ起本朝清國ハ言ゝ遊里地名花街の名物古今程里上古より聞世ひゝ間俗数絵の地名ハ新ハ江戸ハ江戸ハ七十有ゆゑ為也事まで委しく出を

雅俗原細見圖 同千軒 全一冊 江戸

浪華畫工 靖中菴

宝暦七丑年御免百七十年
明和六丑年再板百拾一年
天明三卯年再板百[illegible]年
寛政十午年再板九拾二年
平成三年

自大正十一年逆推
宝暦七年ヨリ 百六十六年
明和六年ヨリ 百五十四年
天明三年ヨリ 百四十年
寛政十年ヨリ 百二十五年

東都 [illegible]
須原屋茂兵衛

京都 三条通富小路西へ入
野田藤八

大阪 新町西口井戸辻
富田屋七兵衛版

諸國遊所古今柳陌大全　全十冊

山高水廣ニ柳巷ヲ起ス網猪園兎
時ノ言ハ遊里地名花街の名物古今稀
里上古より迎世ひ〻ノ間俗変移の
地名花新
旧都と考古歌を参考し其所く
ゆ縁ある事まで委しく出る

雅俗原細見圖　同千軒　全一冊

浪華　畫工　靖中菴

宝暦七丑年御免百廿二年
明和六丑年再板百拾一年
天明三卯年再板百[illegible]
寛政十午年再板九拾三年
明治九年
迄年数

東都　日本橋南一丁目　須原屋茂兵衛
京都　二条通富小路西ヘ入　野田藤八
大阪　新町西口井戸ノ辻　富田屋七兵衛版